

共通仕様書 新旧対照表

編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	旧条文（令和6年4月版）	編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	新条文（令和7年10月版）
1	1	1	2	21	連絡	連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約約款第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。	1	1	1	2	21	連絡	連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約約款第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。
							1	1	1	2	36	段階確認	段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
							1	1	1	2	37	中間検査	中間検査とは、「検査要領」に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。
1	1	1	2	36	工事検査		1	1	1	2	38	工事検査	
1	1	1	2	37	検査職員		1	1	1	2	39	検査職員	
1	1	1	2	38	同等以上の品質		1	1	1	2	40	同等以上の品質	
1	1	1	2	39	工期		1	1	1	2	41	工期	
1	1	1	2	40	工事開始日		1	1	1	2	42	工事開始日	
1	1	1	2	41	工事着手		1	1	1	2	43	工事着手	
							1	1	1	2	44	準備期間	準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。
1	1	1	2	42	工事		1	1	1	2	45	工事	
1	1	1	2	43	本体工事		1	1	1	2	46	本体工事	
1	1	1	2	44	仮設工事		1	1	1	2	47	仮設工事	
1	1	1	2	45	工事区域		1	1	1	2	48	工事区域	
1	1	1	2	46	現場		1	1	1	2	49	現場	
1	1	1	2	47	SI		1	1	1	2	50	SI	
1	1	1	2	48	現場発生品		1	1	1	2	51	現場発生品	
1	1	1	2	49	JIS規格	JIS規格とは、日本工業規格をいう。	1	1	1	2	52	JIS規格	JIS規格とは、日本産業規格をいう。
1	1	1	3	1	図面原図の貸与	受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、一般土木工事等共通仕様書など市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。	1	1	1	3	1	図面原図の貸与	受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図もしくは電子データを貸与することができる。ただし、一般土木工事等共通仕様書など市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。
							1	1	1	4		ワンデーレスポンス	
							1	1	1	4	1	ワンデーレスポンス	監督職員および受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。
							1	1	1	5		ウィークリースタンス	監督職員および受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。
1	1	1	4		施工計画書		1	1	1	6		施工計画書	
1	1	1	4	1	一般事項	受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	6	1	一般事項	受注者は、工事着手前または施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	4	2	変更施工計画書	受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	6	2	変更施工計画書	受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	5		コリンズ（CORINS）への登録		1	1	1	7		コリンズ（CORINS）への登録	
1	1	1	6		監督職員		1	1	1	8		監督職員	

共通仕様書 新旧対照表

編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	旧条文 (令和6年4月版)	編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	新条文 (令和7年10月版)
1	1	1	7		工事用地等の使用		1	1	1	9		工事用地等の使用	
1	1	1	7	2	用地の確保	設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。	1	1	1	9	2	用地の確保	設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに 発注者の負担により借地する範囲以外 の構造物掘削等に伴う借地等をいう。
1	1	1	8		工事着手		1	1	1	10		工事着手	
1	1	1	9		工事の下請負		1	1	1	11		工事の下請負	
1	1	1	9	(3)		下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、 適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。	1	1	1	11	(3)		下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、 下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金および適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。
1	1	1	10		施工体制台帳		1	1	1	12		施工体制台帳	
1	1	1	10	1	一般事項	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号、国空建第68号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	12	1	一般事項	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	10	2	施工体系図	第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号、国空建第68号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	12	2	施工体系図	第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	10	3	名札等の着用	第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。	1	1	1	12	3	名札等の着用	第1項の受注者は、監理技術者、 監理技術者補佐 、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。 （監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。）
1	1	1	11		受注者相互の協力		1	1	1	13		受注者相互の協力	
1	1	1	12		調査・試験に対する協力		1	1	1	14		調査・試験に対する協力	
1	1	1	12	5	(2)	第1編1-1-1-4に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。	1	1	1	14	5	(2)	第1編1-1-1-6に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。

共通仕様書 新旧対照表

編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	旧条文 (令和6年4月版)	編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	新条文 (令和7年10月版)
1	1	1	13			工事の一時中止	1	1	1	15			工事の一時中止
1	1	1	13	1	一般事項	なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-1-41臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	1	1	1	15	1	一般事項	なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-1-43臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。
1	1	1	13	3	基本計画書の作成	前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、 承諾を得る ものとする。	1	1	1	15	3	基本計画書の作成	前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、 協議する ものとする。
1	1	1	14			設計図書の変更	1	1	1	16			設計図書の変更
1	1	1	15			工期変更	1	1	1	17			工期変更
1	1	1	16			支給材料及び貸与品	1	1	1	18			支給材料及び貸与品
							1	1	1	18	5	貸与機械の使用	受注者は、貸与機械の使用にあたっては、契約図書に定める場合これに よらなければならない 。
1	1	1	16	5	返還		1	1	1	18	6	返還	
1	1	1	16	6	修理等		1	1	1	18	7	修理等	
1	1	1	16	7	流用の禁止		1	1	1	18	8	流用の禁止	
1	1	1	16	8	所有権		1	1	1	18	9	所有権	
1	1	1	17			工事現場発生品	1	1	1	19			工事現場発生品
1	1	1	18			建設副産物	1	1	1	20			建設副産物
1	1	1	18	4	再生資源利用計画	受注者は、コンクリート、コンクリートおよび鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に 含め 監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	20	4	再生資源利用計画	受注者は、コンクリート、コンクリートおよび鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に その写しを添付して 監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を 公衆の見やすい場所に掲げなければならない 。
											5	受領書の交付	受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
1	1	1	18	5	再生資源利用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に 含め 監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	20	6	再生資源利用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に その写しを添付して 監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を 公衆の見やすい場所に掲げなければならない 。
							1	1	1	20	7	再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等	受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
							1	1	1	20	8	建設発生土の運搬を行う者に対する通知	受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「6.再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「7.再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。
							1	1	1	20	9	建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等	受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

共通仕様書 新旧対照表

編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	旧条文 (令和6年4月版)	編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	新条文 (令和7年10月版)
1	1	1	18	6	実施書の提出	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を 発注者 に提出しなければならない。	1	1	1	20	10	実施書の提出	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を 監督職員 に提出しなければならない。
							1	1	1	20	11	建設副産物情報交換システム	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。 なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。
							1	1	1	20	12	建設発生土情報交換システム	受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。 なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議するものとする。
1	1	1	19		工事完成図		1	1	1	21		工事完成図	
1	1	1	20		工事完了検査		1	1	1	22		工事完了検査	
1	1	1	20	1	工事完了届の提出	受注者は、契約約款第31条の規定に基づき、工事完了届書を監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	22	1	工事完了届の提出	受注者は、契約約款第31条の規定に基づき、工事完了届書を監督職員を 通じて発注者 に提出しなければならない。
1	1	1	21		出来形検査等		1	1	1	23		出来形検査等	
1	1	1	21	5	適用規定	受注者は、当該出来形検査については、第3編3-1-1-6監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。	1	1	1	23	5	適用規定	受注者は、当該出来形検査については、第3編3-1-1-4監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。
1	1	1	22		部分使用		1	1	1	24		部分使用	
1	1	1	23		施工管理		1	1	1	25		施工管理	
1	1	1	23	3	標示板の設置	受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事 名 、工期、発注者名及び 受注者 名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。	1	1	1	25	3	標示板の設置	受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事 目的 、工期、発注者名及び 施工者 名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。
1	1	1	23	5	周辺への影響防止	受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。	1	1	1	25	5	周辺への影響防止	受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、 影響が生じるおそれがある場合、または 影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。
1	1	1	23	6	労働環境の改善	受注者は、 作業員 の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。	1	1	1	25	6	労働環境等の改善	受注者は、 工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成および確保ならびにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。
							1	1	1	25	9	品質記録台帳	受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について設計図書、土木工事施工管理基準運用方針（案）および滋賀県建設工事検査要領に基づき資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。
							1	1	1	25	10	不具合等発生時の措置	受注者は、工事施工途中で工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
1	1	1	24		履行報告		1	1	1	26		履行報告	
1	1	1	25		工事関係者に対する措置請求		1	1	1	27		工事関係者に対する措置請求	

共通仕様書 新旧対照表

編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	新条文 (令和7年10月版)
1	1	1	26		1 工事中の安全確保	1	1	1	28		1 工事中の安全確保	受注者は、 最新の 土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、 平成21年3月31日 ）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
1	1	1	26	1	安全指針等の遵守	1	1	1	28	1	安全指針等の遵守	受注者は、 最新の 土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
						1	1	1	28	2	建設工事公衆災害防止対策要綱	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省 告示 第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。
1	1	1	26	2	支障行為等の防止	1	1	1	28	3	支障行為等の防止	
						1	1	1	28	4	使用する建設機械	受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。
1	1	1	26	3	周辺への支障防止	1	1	1	28	5	周辺への支障防止	
						1	1	1	28	6	架空線等事故防止対策	受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係る全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。
1	1	1	26	4	防災体制	1	1	1	28	7	防災体制	
1	1	1	26	5	第三者の立入り禁止措置	1	1	1	28	8	第三者の立入り禁止措置	
1	1	1	26	6	安全巡視	1	1	1	28	9	安全巡視	
1	1	1	26	7	現場環境改善	1	1	1	28	10	現場環境改善	
1	1	1	26	8	定期安全研修・訓練等	1	1	1	28	11	定期安全研修・訓練等	受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。 なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。
1	1	1	26	9	施工計画書	1	1	1	28	12	施工計画書	
1	1	1	26	10	安全教育・訓練等の記録	1	1	1	28	13	安全教育・訓練等の記録	
1	1	1	26	11	関係機関との連絡	1	1	1	28	14	関係機関との連絡	
1	1	1	26	12	工事関係者の連絡会議	1	1	1	28	15	工事関係者の連絡会議	
1	1	1	26	13	安全衛生協議会の設置	1	1	1	28	16	安全衛生協議会の設置	監督職員が、労働安全衛生法（ 令和元年6月改正 法律第37号 ）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。
1	1	1	26	14	安全優先	1	1	1	28	17	安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（ 平成27年5月改正 法律第17号 ）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。
1	1	1	26	15	災害発生時の応急処置	1	1	1	28	18	災害発生時の応急処置	
1	1	1	26	16	地下埋設物等の調査	1	1	1	28	19	地下埋設物等の調査	
1	1	1	26	17	不明の地下埋設物等の処置	1	1	1	28	20	不明の地下埋設物等の処置	
1	1	1	26	18	地下埋設物件等損害時の措置	1	1	1	28	21	地下埋設物件等損害時の措置	
1	1	1	27		爆発及び火災の防止	1	1	1	29		爆発及び火災の防止	
1	1	1	28		後片付け	1	1	1	30		後片付け	
1	1	1	29		事故報告書	1	1	1	31		事故報告書	

共通仕様書 新旧対照表

編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	旧条文 (令和6年4月版)	編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	新条文 (令和7年10月版)
1	1	1	30		環境対策		1	1	1	32		環境対策	
1	1	1	30	5	排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付国土交通省告示第348号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付国総施第21号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(平成18年3月28日 経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付国総施第21号)」に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。	1	1	1	32	5	排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成28年8月30日付国総環リ第56号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和6年4月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第3号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第56号)」に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。
1	1	1	30	8	特定調達品目	受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成27年9月改正 法律第66号。「グリーン購入法」という。))第2条に規定する環境物品等をいう。))の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	32	8	特定調達品目	受注者は、資材(材料および機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正 法律第36号。「グリーン購入法」という。))第2条に規定する環境物品等をいう。))の使用を積極的に推進するものとする。
1	1	1	31		文化財の保護		1	1	1	33		文化財の保護	
1	1	1	32		交通安全管理		1	1	1	34		交通安全管理	
							1	1	1	34	2	施工計画書	受注者は、指定された工事中用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。
1	1	1	32	2	輸送災害の防止		1	1	1	34	3	輸送災害の防止	
1	1	1	32	3	交通安全等輸送計画		1	1	1	34	4	交通安全等輸送計画	
1	1	1	32	4	交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成26年5月26日改正 内閣府・国土交通省令第1号)、工事現場における標示施設等の設置基準(平成26年10月1日一部改訂版 滋賀県土木交通部)、道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	34	5	交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和6年7月改正 内閣府・国土交通省令第4号)、工事現場における標示施設等の設置基準(平成26年10月1日一部改訂版 滋賀県土木交通部)、道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。
1	1	1	32	5	工事中用道路使用の責任		1	1	1	34	6	工事中用道路使用の責任	

共通仕様書 新旧対照表

編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	旧条文 (令和6年4月版)	編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	新条文 (令和7年10月版)
1	1	1	32	6		工事用道路共用時の処 置	1	1	1	34	7		工事用道路共用時の処 置
							1	1	1	34	8		工事用道路の維持管理 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、 設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。
1	1	1	32	7		公衆交通の確保	1	1	1	34	9		公衆交通の確保
1	1	1	32	8		水上輸送	1	1	1	34	10		水上輸送
1	1	1	32	9		作業区域の標示等	1	1	1	34	11		作業区域の標示等
1	1	1	32	10		水中落下支障物の処置	1	1	1	34	12		水中落下支障物の処置
1	1	1	32	11		作業船舶機械故障時の 処理	1	1	1	34	13		作業船舶機械故障時の 処理
1	1	1	32	12		通行許可	1	1	1	34	14		通行許可等 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月 改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行さ せるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条 の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。 また、道路交通法施行令（令和6年9月改正 政令第272号）第22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、 道路交通法（令和5年5月改正 法律第19号）第57条に基づく許可を得て いることを確認しなければならない。
1	1	1	33			施設管理	1	1	1	35			施設管理
1	1	1	34			諸法令の遵守	1	1	1	36			諸法令の遵守
1	1	1	34	1		諸法令の遵守	1	1	1	36	1		主な法令の改定に伴う修正
1	1	1	35			官公庁等への手続等	1	1	1	37			官公庁等への手続等
1	1	1	36			施工時期及び施工時間 の変更	1	1	1	38			施工時期及び施工時間 の変更
1	1	1	37			工事測量	1	1	1	39			工事測量
							1	1	1	39	3		仮設標識 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しな ければならない。
1	1	1	37	3		工事用測量標の取扱い	1	1	1	39	4		工事用測量標の取扱い
1	1	1	37	4		既存杭の保全	1	1	1	39	5		既存杭の保全
1	1	1	37	5		水準測量・水深測量	1	1	1	39	6		水準測量・水深測量
1	1	1	38			不可抗力による損害	1	1	1	40			不可抗力による損害
1	1	1	39			特許権等	1	1	1	41			特許権等
1	1	1	39	3		著作権法に規定される 著作物	1	1	1	41	3		著作権法に規定される 著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和6年6月改正 法律第55号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、 当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。
1	1	1	40			保険の付保及び事故の 補償	1	1	1	42			保険の付保及び事故の 補償
							1	1	1	42	4		法定外の労災保険の付 保 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。
1	1	1	40	4		補償	1	1	1	42	5		補償
1	1	1	40	5		掛金収納書の提出	1	1	1	42	6		建設業退職金共済制度 の履行 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、そ の掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発 注者に提出しなければならない。
1	1	1	41			臨機の措置	1	1	1	43			臨機の措置
							1	1	1	44			石綿使用の有無 受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベ スト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害 予防規則に基づく一定規模以上の工事にあっては「事前調査結果の報 告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気 汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、 都道府県知事に届出を行わなければならない。

共通仕様書 新旧対照表

編 章 節 条 項					編章節条 (項目見出し)	旧条文 (令和6年4月版)	編 章 節 条 項	編章節条 (項目見出し)	新条文 (令和7年10月版)																																							
1	2	1	0	1	適用工種	本章は、河川土工、湖岸土工、砂防土工、道路土工、 港湾土工、空港土工 その他これらに類する工種について適用する。	1	2	1	0	1	適用工種	本章は、河川土工、湖岸土工、砂防土工、道路土工、その他これらに類する工種について適用する。																																			
1	2	2	0		適用すべき諸基準		1	2	2	0		適用すべき諸基準	日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説(平成29年3月) 追加																																			
1	2	3	1	4	適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1- 18 建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。	1	2	3	1	4	適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1- 20 建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。																																			
1	2	3	1	6	施工計画書	受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-1- 4 施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	1	2	3	1	6	施工計画書	受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-1- 6 施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。																																			
1	2	3	2	6	残土運搬時の注意	受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないように つとめ なければならない。	1	2	3	2	6	残土運搬時の注意	受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民 および道路利用者 に迷惑がかからないように 努め なければならない。																																			
1	2	3	3	11	採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないように つとめ なければならない。	1	2	3	3	11	採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民 および道路利用者 に迷惑がかからないように 努め なければならない。																																			
1	2	3	7	2	残土運搬時の注意	残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないよう つとめ なければならない。	1	2	3	7	2	残土運搬時の注意	残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民 および道路利用者 に迷惑がかからないよう 努め なければならない。																																			
1	2	4	1	3	構造物取付け部	なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 8. 9橋台背面アプローチ部」(日本道路協会、平成 24 年 3 月)及び「道路土工－盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」(日本道路協会、平成22年4月)を参考とする。	1	2	4	1	3	構造物取付け部	なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編) 7. 9橋台背面アプローチ部」(日本道路協会、平成 29 年 11 月)及び「道路土工－盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」(日本道路協会、平成22年4月)を参考とする。																																			
1	2	4	1	8	適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1- 18 建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	1	2	4	1	8	適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1- 20 建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。																																			
1	2	4	1	10	施工計画書	受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-1- 4 施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	1	2	4	1	10	施工計画書	受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-1- 6 施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。																																			
1	2	4	1	15	伐開除根作業範囲	表1-2-3 伐開除根作業 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="4">種 別</th></tr><tr><th>雑草・さき類</th><th>倒木</th><th>古 根 株</th><th>立木</th></tr><tr><td>盛土高1mを超える場合</td><td>地面で刈り取る</td><td>除去</td><td>根元で切り取る</td><td>同左</td></tr><tr><td>盛土高1m以下の場合</td><td>根からすき取る</td><td>〃</td><td>抜根除去</td><td>〃</td></tr></table>	区 分	種 別				雑草・さき類	倒木	古 根 株	立木	盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	除去	根元で切り取る	同左	盛土高1m以下の場合	根からすき取る	〃	抜根除去	〃	1	2	4	1	15	伐開除根作業範囲	表1-2-3 伐開除根作業 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="4">種 別</th></tr><tr><th>雑草・さき類</th><th>倒木</th><th>古 根 株</th><th>立木</th></tr><tr><td>盛土高1mを超える場合</td><td>地面で刈り取る</td><td rowspan="2">除去</td><td rowspan="2">抜根除去</td><td rowspan="2">同左</td></tr><tr><td>盛土高1m以下の場合</td><td>根からすき取る</td></tr></table>	区 分	種 別				雑草・さき類	倒木	古 根 株	立木	盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	除去	抜根除去	同左	盛土高1m以下の場合	根からすき取る
区 分	種 別																																															
	雑草・さき類	倒木	古 根 株	立木																																												
盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	除去	根元で切り取る	同左																																												
盛土高1m以下の場合	根からすき取る	〃	抜根除去	〃																																												
区 分	種 別																																															
	雑草・さき類	倒木	古 根 株	立木																																												
盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	除去	抜根除去	同左																																												
盛土高1m以下の場合	根からすき取る																																															
1	2	4	3	14	採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないように つとめ なければならない。	1	2	4	3	14	採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民 および道路利用者 に迷惑がかからないように 努め なければならない。																																			
1	2	4	4	10	路床盛土の締固め度	路床盛土の締固め度については、第1編1-1-1- 23 施工管理第8項の規定による。	1	2	4	4	10	路床盛土の締固め度	路床盛土の締固め度については、第1編1-1-1- 25 施工管理第8項の規定による。																																			
1	2	4	4	16	採取土及び購入土を運搬の注意	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないように つとめ なければならない。	1	2	4	4	16	採取土及び購入土を運搬の注意	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民 および道路利用者 に迷惑がかからないように 努め なければならない。																																			
1	3	1	0	3	適用規定 (2)	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書(施工編)」(土木学会、平成 25 年 3 月)のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	1	0	3	適用規定 (2)	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「 土木学会 コンクリート標準示方書 [2023年制定] (施工編)」(土木学会 2023 年 9 月)のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。																																			

共通仕様書 新旧対照表

編 章 節 条 項					編章節条 (項目見出し)	編 章 節 条 項					編章節条 (項目見出し)	新条文 (令和7年10月版)																														
1	3	2	0	1	適用規定		1	3	2	0	1	適用規定	基準類の更新および追加																													
1	3	3	2	1	一般事項	(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布 法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。		1	3	3	2	1	一般事項	(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月改正 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。																												
						(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布 法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。								(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月改正 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。																												
1	3	3	3	1	一般事項	受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティをもつ範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。		1	3	3	3	1	一般事項	受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。																												
1	3	5	4	2	材料の計量	(5) <table><tr><th>材料の種類</th><th>最大値 (%)</th></tr><tr><td>水</td><td>1</td></tr><tr><td>セメント</td><td>1</td></tr><tr><td>骨材</td><td>3</td></tr><tr><td>混和材</td><td>2 ※</td></tr><tr><td>混和剤</td><td>3</td></tr></table> ※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%) 以内	材料の種類	最大値 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2 ※	混和剤	3		1	3	5	4	2	材料の計量	(5) <table><tr><th>材料の種類</th><th>計量値の許容差 (%)</th></tr><tr><td>水</td><td>1</td></tr><tr><td>セメント</td><td>1</td></tr><tr><td>骨材</td><td>3</td></tr><tr><td>混和材</td><td>2 ※</td></tr><tr><td>混和剤</td><td>3</td></tr></table> ※高炉スラグ微粉末の計量値の許容差の最大値は、1 (%) とする。					材料の種類	計量値の許容差 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2 ※	混和剤	3
材料の種類	最大値 (%)																																									
水	1																																									
セメント	1																																									
骨材	3																																									
混和材	2 ※																																									
混和剤	3																																									
材料の種類	計量値の許容差 (%)																																									
水	1																																									
セメント	1																																									
骨材	3																																									
混和材	2 ※																																									
混和剤	3																																									
						(6) 受注者は、各材料を、一練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよいものとする。なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りまぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。							(6) 受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表1-3-2に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。なお、一バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りまぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。																													
1	3	5	4	3	練混ぜ	(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（練混ぜ性能試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。		1	3	5	4	3	練混ぜ	(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）及びJSCE-I 502-2013「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。																												
1	3	6	4	5	コンクリートポンプ使用時の注意	受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針（案）5章圧送」（土木学会、平成24年6月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。		1	3	6	4	5	コンクリートポンプ使用時の注意	受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針 [2012年版] 5章圧送」（土木学会、平成24年6月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。																												
								1	3	6	5	4	狭隘・過密鉄筋箇所における締固め	狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたバイブレータを用いるものとし、その締固め方法（使用器具や施工方法）を施工前に施工計画書に記載しなければならない。																												

共通仕様書 新旧対照表

編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	旧条文 (令和6年4月版)	編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	新条文 (令和7年10月版)
1	3	6	9	1	一般事項	受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度および湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。	1	3	6	9	1	一般事項	受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度および湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、 その部位に応じた適切な方法により 養生しなければならない。
1	3	6	9	2	湿潤状態の保持	受注者は、コンクリートの表面を荒らさないで作業できる程度に硬化した後に、露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定にあたっては、その効果を確認、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。ただし、通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表1-3-3を 標準 とする。 表1-3-3 コンクリートの 標準 養生期間	1	3	6	9	2	湿潤状態の保持	受注者は、コンクリートの表面を荒らさないで作業できる程度に硬化した後に、露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定にあたっては、その効果を確認、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。ただし、通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表1-3-3を 目安 とする。 表1-3-3 コンクリートの 湿潤 養生期間の 目安
1	3	7	3	3	鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、平成25年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	7	3	3	鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編） [2023年制定] 本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、 2023年3月 ）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
1	3	7	5	2	重ね継手	なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】 H15.11土木学会 」により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。	1	3	7	5	2	重ね継手	なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】」(土木学会、平成15年11月)により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。
1	3	7	5	3	継手位置の相互ずらし	注者は、設計図書に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に 相互 にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。	1	3	7	5	3	継手位置	注者は、設計図書に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に 互い にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。 継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。
1	3	7	5	5	継ぎ たし鉄筋の保護	受注者は、将来の継ぎたしのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等 をうけないように これを保護しなければならない。	1	3	7	5	5	継足 し鉄筋の保護	受注者は、将来の継ぎたしのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等 から これを保護しなければならない。
							1	3	7	5	8	機械式鉄筋継手	(1) 機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成29年3月）」に基づき実施するものとする。受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等（所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む）による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督職員の承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。
													① 使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。
													② 機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針〔2020年制定〕（令和2年3月土木学会）の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。
													(2) 設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途、監督職員と協議し、設計で要求した性能を満足していることや性能を確保するために必要な継手等級を確認した上で適用すること。

共通仕様書 新旧対照表

編 章 節 条 項					編章節条 (項目見出し)	旧条文 (令和6年4月版)	編 章 節 条 項	編章節条 (項目見出し)	新条文 (令和7年10月版)																																																								
1	3	7	6	4	圧接面の清掃	受注者は、 圧接面を圧接作業前にグラインダー等でその端面が直角で平滑となるように仕上げる とともに、さび、油、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。	1	3	7	6	4	圧接面の清掃	受注者は、 圧接しようとする鉄筋の両端部は、（公社）日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切断しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーをあわせて使用するものとする。ただし、すでに直角かつ平滑である場合や鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、さび、油、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。																																																				
1	3	7	6	6	悪天候時の作業禁止	受注者は、降雪雨または、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、 遮へいした場合は作業を行うことができる。	1	3	7	6	6	悪天候時の作業禁止	受注者は、降雪雨または、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、 防風対策を施して適切な作業ができることが確認された場合は作業を行うことができる。																																																				
1	3	9	2	3	打設時のコンクリート温度	打設時のコンクリート温度は、 35℃以下を標準とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。	1	3	9	2	3	打設時のコンクリート温度	打設時のコンクリート温度の上限は、 所定の品質を確保できる場合は38℃とし、それ以外の場合は35℃とする。																																																				
1	3	10	2	1	一般事項	(1) 受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材を そのまま 用いてはならない。	1	3	10	2	1	一般事項	(1) 受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材を用いてはならない。																																																				
1	3	10	3	5	養生中のコンクリート温度	受注者は、養生 中のコンクリート の温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表1-3-4の値以上とするのを標準とする。 なお、表1-3-4の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表3-3に示す期間も満足する必要がある。 表1-3-4 寒中コンクリートの養生期間 <table><tr><th rowspan="2">型枠の取外し直後に構造物が曝される環境</th><th rowspan="2">養生温度</th><th colspan="3">セメントの種類</th></tr><tr><th>普通ポルトランドセメント</th><th>早強ポルトランドセメント</th><th>混合セメントB種</th></tr><tr><td rowspan="2">(1) コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合</td><td>5℃</td><td>9 日</td><td>5 日</td><td>12 日</td></tr><tr><td>10℃</td><td>7 日</td><td>4 日</td><td>9 日</td></tr><tr><td rowspan="2">(2) コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合</td><td>5℃</td><td>4 日</td><td>3 日</td><td>5 日</td></tr><tr><td>10℃</td><td>3 日</td><td>2 日</td><td>4 日</td></tr></table>	型枠の取外し直後に構造物が曝される環境	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合	5℃	9 日	5 日	12 日	10℃	7 日	4 日	9 日	(2) コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合	5℃	4 日	3 日	5 日	10℃	3 日	2 日	4 日	1	3	10	3	5	養生温度	受注者は、養生温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表1-3-4の値以上とするのを標準とする。 なお、表1-3-4の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表1-3-3に示す期間も満足する必要がある。 表1-3-4 寒中コンクリートの養生期間 <table><tr><th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件</th><th rowspan="2">養生温度</th><th colspan="3">セメントの種類</th></tr><tr><th>普通ポルトランドセメント</th><th>早強ポルトランドセメント</th><th>混合セメントB種</th></tr><tr><td rowspan="2">(1) 厳しい気象条件</td><td>5℃</td><td>9 日</td><td>5 日</td><td>12 日</td></tr><tr><td>10℃</td><td>7 日</td><td>4 日</td><td>9 日</td></tr><tr><td rowspan="2">(2) まれに凍結融解する程度の気象条件</td><td>5℃</td><td>4 日</td><td>3 日</td><td>5 日</td></tr><tr><td>10℃</td><td>3 日</td><td>2 日</td><td>4 日</td></tr></table>	5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) 厳しい気象条件	5℃	9 日	5 日	12 日	10℃	7 日	4 日	9 日	(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4 日	3 日	5 日	10℃	3 日	2 日	4 日
型枠の取外し直後に構造物が曝される環境	養生温度	セメントの種類																																																															
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																													
(1) コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合	5℃	9 日	5 日	12 日																																																													
	10℃	7 日	4 日	9 日																																																													
(2) コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合	5℃	4 日	3 日	5 日																																																													
	10℃	3 日	2 日	4 日																																																													
5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類																																																															
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																													
(1) 厳しい気象条件	5℃	9 日	5 日	12 日																																																													
	10℃	7 日	4 日	9 日																																																													
(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4 日	3 日	5 日																																																													
	10℃	3 日	2 日	4 日																																																													
1	3	11	2	5	型枠による対策	受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。	1	3	11	2	5	型枠による対策	受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、 実際の施工条件に基づく温度ひび割れの照査時に想定した 型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。																																																				
1	3	12	2	7	水中コンクリートの打設方法	受注者は、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミーまたはコンクリートポンプを使用してコンクリートを打設 しなければならない 。これにより難い場合は、代替工法について監督職員と協議しなければならない。	1	3	12	2	7	水中コンクリートの打設方法	受注者は、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミーまたはコンクリートポンプ または底開き箱や底開き袋 を使用してコンクリートを打設 するものとする 。これにより難い場合は、代替工法について監督職員と協議しなければならない。																																																				
1	3	12	2	9	トレミー打設	(1) 受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由 落下 できる大きさとし、打設中は 常にコンクリートで満たさなければならない。また、打設中にトレミーを水平移動してはならない。	1	3	12	2	9	トレミー打設	(1) 受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由 に移動 できる大きさとし、打設中は 先端を既に打ち込まれたコンクリート中に挿入しておき、 トレミーを水平移動してはならない。																																																				
1	3	13	4	3	打設	(6) 受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ50cm以下で打ち込まなければならない。	1	3	13	4	3	打設	(6) 受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ50cm以下で打ち込まなければならない。 やむを得ず、流水中や水中落下高さが50cmを超える状態での打込みを行う場合には、所要の品質を満足するコンクリートが得られることを確認するとともに、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。																																																				

共通仕様書 新旧対照表

編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項															

共通仕様書 新旧対照表

編 章 節 条 項					編章節条 (項目見出し)	編 章 節 条 項					編章節条 (項目見出し)	新条文 (令和7年10月版)																																																																																																																																																																																																																												
						(4) 反射シート 表2-2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能 <table><tr><th>観測角°</th><th>入射角°</th><th>白</th><th>黄</th><th>赤</th><th>青</th><th>緑</th></tr><tr><td rowspan="2">12° (0.2°)</td><td>5°</td><td>70</td><td>50</td><td>15</td><td>4.0</td><td>9.0</td></tr><tr><td>30°</td><td>30</td><td>22</td><td>6.0</td><td>1.7</td><td>3.5</td></tr><tr><td rowspan="2">20° (0.33°)</td><td>5°</td><td>50</td><td>35</td><td>10</td><td>2.0</td><td>7.0</td></tr><tr><td>30°</td><td>24</td><td>16</td><td>4.0</td><td>1.0</td><td>3.0</td></tr><tr><td rowspan="2">2°</td><td>5°</td><td>5.0</td><td>3.0</td><td>0.8</td><td>0.2</td><td>0.6</td></tr><tr><td>30°</td><td>2.5</td><td>1.5</td><td>0.4</td><td>0.1</td><td>0.3</td></tr></table> 表2-2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能 <table><tr><th>観測角°</th><th>入射角°</th><th>白</th><th>黄</th><th>赤</th><th>青</th><th>緑</th></tr><tr><td rowspan="2">12° (0.2°)</td><td>5°</td><td>250</td><td>170</td><td>45</td><td>20</td><td>45</td></tr><tr><td>30°</td><td>150</td><td>100</td><td>25</td><td>11</td><td>25</td></tr><tr><td rowspan="2">20° (0.33°)</td><td>5°</td><td>180</td><td>122</td><td>25</td><td>14</td><td>21</td></tr><tr><td>30°</td><td>100</td><td>67</td><td>14</td><td>8.0</td><td>12</td></tr><tr><td rowspan="2">2°</td><td>5°</td><td>5.0</td><td>3.0</td><td>0.8</td><td>0.3</td><td>0.6</td></tr><tr><td>30°</td><td>2.5</td><td>1.8</td><td>0.4</td><td>0.1</td><td>0.3</td></tr></table>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0	30°	30	22	6.0	1.7	3.5	20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0	30°	24	16	4.0	1.0	3.0	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	12° (0.2°)	5°	250	170	45	20	45	30°	150	100	25	11	25	20° (0.33°)	5°	180	122	25	14	21	30°	100	67	14	8.0	12	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.3	0.6	30°	2.5	1.8	0.4	0.1	0.3						(4) 反射シート 表2-2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能 <table><tr><th>観測角°</th><th>入射角°</th><th>白</th><th>黄</th><th>赤</th><th>青</th><th>緑</th></tr><tr><td rowspan="3">12° (0.2°)</td><td>5°</td><td>70</td><td>50</td><td>15</td><td>4.0</td><td>9.0</td></tr><tr><td>30°</td><td>30</td><td>22</td><td>6.0</td><td>1.7</td><td>3.5</td></tr><tr><td>40°</td><td>10</td><td>7.0</td><td>2.0</td><td>0.5</td><td>1.5</td></tr><tr><td rowspan="3">20° (0.33°)</td><td>5°</td><td>50</td><td>35</td><td>10</td><td>2.0</td><td>7.0</td></tr><tr><td>30°</td><td>24</td><td>16</td><td>4.0</td><td>1.0</td><td>3.0</td></tr><tr><td>40°</td><td>9.0</td><td>6.0</td><td>1.8</td><td>0.4</td><td>1.2</td></tr><tr><td rowspan="3">2.0°</td><td>5°</td><td>5.0</td><td>3.0</td><td>0.8</td><td>0.2</td><td>0.6</td></tr><tr><td>30°</td><td>2.5</td><td>1.5</td><td>0.4</td><td>0.1</td><td>0.3</td></tr><tr><td>40°</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>0.3</td><td>0.06</td><td>0.2</td></tr></table> 表2-2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能 <table><tr><th>観測角°</th><th>入射角°</th><th>白</th><th>黄</th><th>赤</th><th>青</th><th>緑</th></tr><tr><td rowspan="3">12° (0.2°)</td><td>5°</td><td>250</td><td>170</td><td>45</td><td>20</td><td>45</td></tr><tr><td>30°</td><td>150</td><td>100</td><td>25</td><td>11</td><td>25</td></tr><tr><td>40°</td><td>110</td><td>70</td><td>16</td><td>8.0</td><td>16</td></tr><tr><td rowspan="3">20° (0.33°)</td><td>5°</td><td>180</td><td>122</td><td>25</td><td>14</td><td>21</td></tr><tr><td>30°</td><td>100</td><td>67</td><td>14</td><td>7.0</td><td>11</td></tr><tr><td>40°</td><td>95</td><td>64</td><td>13</td><td>7.0</td><td>11</td></tr><tr><td rowspan="3">2.0°</td><td>5°</td><td>5.0</td><td>3.0</td><td>0.8</td><td>0.2</td><td>0.6</td></tr><tr><td>30°</td><td>2.5</td><td>1.5</td><td>0.4</td><td>0.1</td><td>0.3</td></tr><tr><td>40°</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>0.3</td><td>0.06</td><td>0.2</td></tr></table>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0	30°	30	22	6.0	1.7	3.5	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5	20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0	30°	24	16	4.0	1.0	3.0	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	12° (0.2°)	5°	250	170	45	20	45	30°	150	100	25	11	25	40°	110	70	16	8.0	16	20° (0.33°)	5°	180	122	25	14	21	30°	100	67	14	7.0	11	40°	95	64	13	7.0	11	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2
観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																																																																																																																																																		
12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0																																																																																																																																																																																																																																		
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5																																																																																																																																																																																																																																		
20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0																																																																																																																																																																																																																																		
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0																																																																																																																																																																																																																																		
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6																																																																																																																																																																																																																																		
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3																																																																																																																																																																																																																																		
観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																																																																																																																																																		
12° (0.2°)	5°	250	170	45	20	45																																																																																																																																																																																																																																		
	30°	150	100	25	11	25																																																																																																																																																																																																																																		
20° (0.33°)	5°	180	122	25	14	21																																																																																																																																																																																																																																		
	30°	100	67	14	8.0	12																																																																																																																																																																																																																																		
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.3	0.6																																																																																																																																																																																																																																		
	30°	2.5	1.8	0.4	0.1	0.3																																																																																																																																																																																																																																		
観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																																																																																																																																																		
12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0																																																																																																																																																																																																																																		
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5																																																																																																																																																																																																																																		
	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5																																																																																																																																																																																																																																		
20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0																																																																																																																																																																																																																																		
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0																																																																																																																																																																																																																																		
	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2																																																																																																																																																																																																																																		
2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6																																																																																																																																																																																																																																		
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3																																																																																																																																																																																																																																		
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2																																																																																																																																																																																																																																		
観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																																																																																																																																																		
12° (0.2°)	5°	250	170	45	20	45																																																																																																																																																																																																																																		
	30°	150	100	25	11	25																																																																																																																																																																																																																																		
	40°	110	70	16	8.0	16																																																																																																																																																																																																																																		
20° (0.33°)	5°	180	122	25	14	21																																																																																																																																																																																																																																		
	30°	100	67	14	7.0	11																																																																																																																																																																																																																																		
	40°	95	64	13	7.0	11																																																																																																																																																																																																																																		
2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6																																																																																																																																																																																																																																		
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3																																																																																																																																																																																																																																		
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2																																																																																																																																																																																																																																		
2	2	13	2		合成樹脂製品 合成樹脂製品は、以下の規格に適合するものとする。 JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管) JIS K 6742 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管) JIS K 6745 (プラスチック-硬質ポリ塩化ビニル板) JIS K 6761 (一般用ポリエチレン管) JIS K 6762 (水道用ポリエチレン二層管) JIS K 6773 (ポリ塩化ビニル止水板) JIS A 6008 (合成高分子系ルーフィングシート) IIS C 8430 (硬質塩化ビニル電線管)	2	2	13	2		合成樹脂製品 合成樹脂製品は、以下の規格に適合するものとする。 JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管) JIS K 6742 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管) JIS K 6745 (プラスチック-硬質ポリ塩化ビニル板) JIS K 6761 (一般用ポリエチレン管) JIS K 6762 (水道用ポリエチレン二層管) JIS K 6773 (ポリ塩化ビニル止水板) JIS A 6008 (合成高分子系ルーフィングシート) IIS C 8430 (硬質ポリ塩化ビニル電線管)																																																																																																																																																																																																																													

共通仕様書 新旧対照表

編 章 節 条 項					編章節条 (項目見出し)	編 章 節 条 項					編章節条 (項目見出し)	新条文 (令和7年10月版)			
編 章 節 条 項					編章節条 (項目見出し)	編 章 節 条 項					編章節条 (項目見出し)	新条文 (令和7年10月版)			
3	1	1	1		用語の定義										削除
3	1	1	1	1	一般事項	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-2用語の定義の規定に加え以下の用語の定義に従うものとする									削除
3	1	1	1	2	段階確認	段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。									1-1-1-2に移動
3	1	1	1	3	中間検査	中間検査とは、「検査要領」に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。									1-1-1-2に移動
3	1	1	2		請負代金内訳書		3	1	1	1		請負代金内訳書			
3	1	1	3		工程表		3	1	1	2		工程表			
3	1	1	4		現場技術員		3	1	1	3		現場技術員			
3	1	1	5		支給材料及び貸与品										削除
3	1	1	5	1	適用規定	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-16支給材料及び貸与品の規定に加え以下の規定による。									削除
3	1	1	5	2	貸与機械の使用	受注者は、貸与機械の使用にあつては、契約図書に定める場合これによらなければならない。									1-1-1-18に移動
3	1	1	6		監督職員による確認及び立会等		3	1	1	4		監督職員による確認及び立会等			
3	1	1	6	7	段階確認の臨場	表3-1-1 段階確認一覧表	3	1	1	4	7	段階確認の臨場	表3-1-1 段階確認一覧表 に下表部追加		
													種 別	細 別	確 認 時 期
													地覆工		鉄筋組立て完了時
													橋梁用高欄工		
3	1	1	7		数量の算出		3	1	1	5		数量の算出			
3	1	1	8		品質証明		3	1	1	6		品質証明			
3	1	1	9		工事完成図書の納品		3	1	1	7		工事完成図書の納品			
3	1	1	9	4	電子成果品	なお、各種の管理ファイル（XML）および定義ファイル（DTD）は、「国土交通省CALS/EC 電子納品に関する要領・基準サイト」（ http://www.cals-ed.go.jp/index.html ）において公開されているDTD、XML出力例等を利用することとする。	3	1	1	7	4	電子成果品	なお、各種の管理ファイル（XML）および定義ファイル（DTD）は、国土交通省「電子納品に関する要領・基準/DTD・XML記入例」サイト（ https://www.cals-ed.go.jp/cris_dtdxml/ ）において公開している最新の「工事完成図書等に係わるDTD、XML記入例」を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。		
3	1	1	10		中間検査		3	1	1	8		中間検査			
3	1	1	11		施工管理										削除
3	1	1	11	1	適用規定	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-23施工管理の規定に加え以下の規定による。									削除
3	1	1	11	2	品質記録台帳	受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について設計図書、土木工事施工管理基準運用方針（案）および滋賀県建設工事検査要領に基づき資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。									1-1-1-25に移動
3	1	1	12		工事中の安全確保										削除
3	1	1	12	1	適用規定	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-26工事中の安全確保の規定に加え以下の規定による。									削除
3	1	1	12	2	建設工事公衆災害防止対策要綱	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。									1-1-1-28に移動
3	1	1	12	3	使用する建設機械	受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。									1-1-1-28に移動
3	1	1	12	4	架空線等事故防止対策	受注者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。									1-1-1-28に移動

共通仕様書 新旧対照表

編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	旧条文 (令和6年4月版)	編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	新条文 (令和7年10月版)
3	1	1	13		交通安全管理								削除
3	1	1	13	1	適用規定	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-32交通安全管理の規定に加え以下の規定による。							削除
3	1	1	13	2	工事用道路の維持管理	受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。							1-1-1-34に移動
3	1	1	13	3	施工計画書	受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。							1-1-1-34に移動
3	1	1	14		工事測量								削除
3	1	1	14	1	適用規定	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-37工事測量の規定に加え以下の規定による。							削除
3	1	1	14	2	仮設標識	受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。							1-1-1-39に移動
3	1	1	15		提出書類		3	1	1	9		提出書類	
3	1	1	16		創意工夫		3	1	1	10		創意工夫	
3	2	2	0		適用すべき諸基準		3	2	2	0		適用すべき諸基準	基準類の更新および追加
3	2	3	2	4	路側防護柵工の材料	(2) 溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、亜鉛の付着量をJIS G 3302 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) 構造用 (Z27) の275g/m2 (両面付着量) 以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防蝕を施したものでなければならない。その場合受注者は、耐触性が前述以上であることを確認しなければならない。	3	2	3	2	4	路側防護柵工の材料	(2) 溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、めっき付着量を両面で275g/m2以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防蝕を施したものでなければならない。その場合受注者は、耐触性が前述以上であることを確認しなければならない。
3	2	3	2	5	亜鉛めっき地肌のままの材料	(2) 受注者は、亜鉛の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ55) の550g/m2 (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は同じく2種 (HDZ35) の350g/m2 (片面の付着量) 以上としなければならない。	3	2	3	2	5	亜鉛めっき地肌のままの材料	(2) 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZT77) の77μm (膜厚) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は同じく (HDZT49の49μm膜厚) 以上としなければならない。
3	2	3	2	6	視線誘導標の形状及び性能	(2) 支柱 ⑤ 亜鉛めっき地肌のままの場合 受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ35) の350g/m2 (片面の付着量) 以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。	3	2	3	2	6	視線誘導標の形状及び性能	(2) 支柱 ⑤ 亜鉛めっき地肌のままの場合 受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZT49) の49μm (膜厚) 以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。
3	2	3	4	14	落錘による打込み	受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の重量は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として施工しなければならない。	3	2	3	4	14	落錘による打込み	受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の質量は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として施工しなければならない。
3	2	3	6	1	一般事項	受注者は、認識上適切な反射特性を持ち、耐久性があり、維持管理が容易な反射材料を用いなければならない。	3	2	3	6	1	一般事項	受注者は、視認上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、維持管理が確実かつ容易な反射材料を用いなければならない。
3	2	3	6	2	反射標識の取扱い	受注者は、全面反射の標識を用いるものとするが、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。	3	2	3	6	2	反射標識の取扱い	受注者は、全面反射の標識を用いるものとする。ただし、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。
3	2	3	6	3	標示板基板の表面状態	受注者は、標示板基板表面を機械的に研磨 (サウディング処理) しラッカーシンナーまたは、表面処理液 (弱アルカリ性処理液) で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。	3	2	3	6	3	標示板基板の表面状態	受注者は、標示板基板表面をサンドペーパーや機械的に研磨 (サウディング処理) しラッカーシンナーまたは、表面処理液 (弱アルカリ性界面活性剤) で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。
3	2	3	6	5	反射シートの貼付け方式	受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。	3	2	3	6	5	反射シートの貼付け方式	受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールなどが無いことを確認しなければならない。また、必要がある場合はインク保護などを目的とした、クリアーやラミネート加工を行うものとする。
3	2	3	6	8	2枚以上の反射シートの重ね合わせ	受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、5～10mm程度重ね合わせなければならない。	3	2	3	6	8	2枚以上の反射シートの重ね合わせ	受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、10mm以上重ね合わせなければならない。

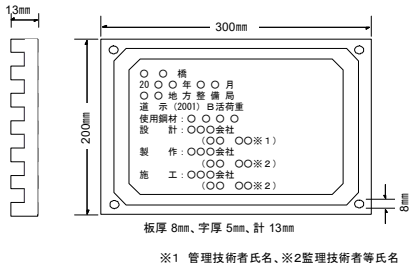
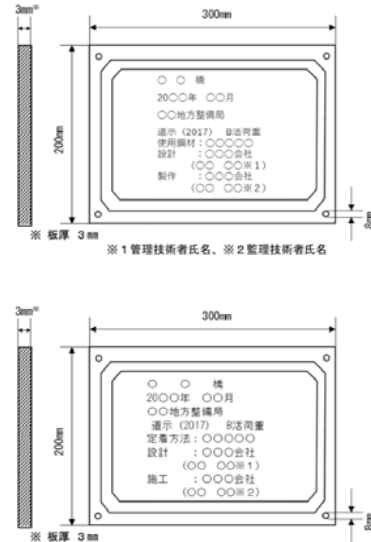
共通仕様書 新旧対照表

編 章 節 条 項	編章節条 (項目見出し)	旧条文 (令和6年4月版)	編 章 節 条 項	編章節条 (項目見出し)	新条文 (令和7年10月版)
3 2 3 6 15	溶融亜鉛めっきの基準	受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) の550g/m ² (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HDZ45) 450 g/m ² 以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZ35) 350g/m ² (片面の付着量) 以上としなければならない。	3 2 3 6 15	溶融亜鉛めっきの基準	受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZT77) の77 μ m (膜厚) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については (HDZT63) 63 μ m以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については (HDZT49) 49 μ m (膜厚) 以上としなければならない。
3 2 3 7 3	亜鉛めっき地肌の基準	塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきを JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ35) の 350g/m ² (片面付着量) 以上となるよう施工しなければならない。	3 2 3 7 3	亜鉛めっき地肌の基準	塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきを JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZT49) の 49 μ m (膜厚) 以上となるよう施工しなければならない。
3 2 3 8 6	ガードケーブルの支柱取付	受注者は、ガードケーブルを支柱に取付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに所定の張力 (Aは20kN、B種及びC種は9.8kN) を与えなければならない。	3 2 3 8 6	ガードケーブルの支柱取付	受注者は、ガードケーブルを支柱に取付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに所定の張力 (A種は20kN／本、B種及びC種は9.8kN／本) を与えなければならない。
			3 2 3 13 1	コンクリートの施工	(5) 受注者は、コンクリートの打込み後にコンクリート表面が早期の乾燥を受けて収縮ひび割れが発生しないように、適切に仕上げなければならない。
3 2 3 13 3	PC緊張の施工	(8) プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説 (Ⅲコンクリート橋編) 20.8 PC鋼材工及び緊張工」(日本道路協会、平成24年3月) に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の拔出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	3 2 3 13 3	PC緊張の施工	(8) プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説 (Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編) 17.11 PC鋼材工及び緊張工」(日本道路協会、平成29年11月) に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の拔出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
3 2 3 13 4	グラウトの施工	(6) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも5日間、5℃以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。	3 2 3 13 4	グラウトの施工	(6) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも3日間、+5℃以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。
3 2 3 13 7	プレグラウトPC鋼材	プレグラウトPC鋼材を使用する場合は、以下の規定によるものとする。	3 2 3 13 7	プレグラウトPC鋼材	プレグラウトされたPC鋼材を使用する場合は、以下の規定によるものとする。
		(2) 使用する樹脂は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、部材コンクリートとPC鋼材とを付着により一体化しなければならない。			(2) 使用する樹脂またはグラウトは、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、コンクリート部材とPC鋼材とを付着により一体化しなければならない。
		(4) プレグラウトPC鋼材として加工された製品は、所要の耐久性を有するものとする。			(4) プレグラウトされたPC鋼材として (1) から (3) を使用して加工された製品は、所要の耐久性を有するものとする。
3 2 3 14 2	ブロック組立て施工	(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表3-2-3に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合、設計図書によるものとする。 なお、接着剤の試験方法は JSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤 (橋げた用) 品質規格 (案) 「コンクリート標準示方書・(規準編)」(土木学会、平成25年11月) による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3 2 3 14 2	ブロック組立て施工	(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表3-2-3に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含む品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合、設計図書によるものとする。 なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書 (規準編) [2023年制定]」(土木学会、2023年9月) における、JSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤 (橋げた用) 品質規格による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
		(3) プレキャストブロックの接合にあたって、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。			(3) プレキャストブロックの連結にあたって、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。
		(4) プレキャストブロックを接合する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないようにしなければならない。			(4) プレキャストブロックを連結する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないようにしなければならない。

共通仕様書 新旧対照表

編 章 節 条 項					編章節条 (項目見出し)	旧条文 (令和6年4月版)	編 章 節 条 項	編章節条 (項目見出し)	新条文 (令和7年10月版)																																																	
3	2	3	15	1	円筒型枠の施工	受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。	3	2	3	15	1	円筒型枠の施工	受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置について、その内容を施工計画書に記載し、設置しなければならない。																																													
3	2	3	23	3	ボルトの締付け	(6) ボルトの締付け機、測量器具などの検定を現地施工に先立ち現地搬入直前に1回、搬入後はトルクレンチは1ヶ月毎にその他の機器は3ヶ月毎に点検を行い、精度を確認しなければならない。	3	2	3	23	3	ボルトの締付け	(6) ボルトの締付け機、測量器具などの検定は、以下に示す時期に行いその精度を確認しなければならない。 ・軸力計は現場搬入直前に1回、その後は3ヶ月に1回検定を行う。 ・トルクレンチは現場搬入時に1回、搬入後は1ヶ月に1回検定を行う。 ・ボルト締付け機は現場搬入前に1回点検し、搬入後は3ヶ月に1回検定を行う。ただし、トルシア形高力ボルト専用締付け機は検定の必要はなく、整備点検を行えばよい。																																													
3	2	3	23	4	締付けボルト軸力	<table><tr><th colspan="3">表3-2-6 設計ボルト軸力 (kN)</th></tr><tr><th>セット</th><th>ねじの呼び</th><th>設計ボルト軸力</th></tr><tr><td rowspan="3">F8T B8T</td><td>M20</td><td>133</td></tr><tr><td>M22</td><td>165</td></tr><tr><td>M24</td><td>192</td></tr><tr><td rowspan="3">F10T S10T B10T</td><td>M20</td><td>165</td></tr><tr><td>M22</td><td>205</td></tr><tr><td>M24</td><td>238</td></tr></table>	表3-2-6 設計ボルト軸力 (kN)			セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力	F8T B8T	M20	133	M22	165	M24	192	F10T S10T B10T	M20	165	M22	205	M24	238	3	2	3	23	4	締付けボルト軸力	<table><tr><th colspan="3">表3-2-6 設計ボルト軸力 (kN)</th></tr><tr><th>セット</th><th>ねじの呼び</th><th>設計ボルト軸力</th></tr><tr><td rowspan="3">F8T B8T</td><td>M20</td><td>133</td></tr><tr><td>M22</td><td>165</td></tr><tr><td>M24</td><td>192</td></tr><tr><td rowspan="3">F10T S10T B10T</td><td>M20</td><td>165</td></tr><tr><td>M22</td><td>205</td></tr><tr><td>M24</td><td>238</td></tr><tr><td rowspan="2">S14T</td><td>M22</td><td>299</td></tr><tr><td>M24</td><td>349</td></tr></table>	表3-2-6 設計ボルト軸力 (kN)			セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力	F8T B8T	M20	133	M22	165	M24	192	F10T S10T B10T	M20	165	M22	205	M24	238	S14T	M22	299	M24	349
表3-2-6 設計ボルト軸力 (kN)																																																										
セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力																																																								
F8T B8T	M20	133																																																								
	M22	165																																																								
	M24	192																																																								
F10T S10T B10T	M20	165																																																								
	M22	205																																																								
	M24	238																																																								
表3-2-6 設計ボルト軸力 (kN)																																																										
セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力																																																								
F8T B8T	M20	133																																																								
	M22	165																																																								
	M24	192																																																								
F10T S10T B10T	M20	165																																																								
	M22	205																																																								
	M24	238																																																								
S14T	M22	299																																																								
	M24	349																																																								
					表3-2-7 常温時 (10～30℃) の締付けボルト軸力の平均値	<table><tr><th>セット</th><th>ねじの呼び</th><th>1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)</th></tr><tr><td rowspan="3">S10T</td><td>M20</td><td>172～202</td></tr><tr><td>M22</td><td>212～249</td></tr><tr><td>M24</td><td>247～290</td></tr></table>	セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)	S10T	M20	172～202	M22	212～249	M24	247～290						表3-2-7 常温時 (10～30℃) の締付けボルト軸力の平均値	<table><tr><th>セット</th><th>ねじの呼び</th><th>1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)</th></tr><tr><td rowspan="3">S10T</td><td>M20</td><td>172～202</td></tr><tr><td>M22</td><td>212～249</td></tr><tr><td>M24</td><td>247～290</td></tr><tr><td rowspan="2">S14T</td><td>M22</td><td>311～373</td></tr><tr><td>M24</td><td>363～435</td></tr></table>	セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)	S10T	M20	172～202	M22	212～249	M24	247～290	S14T	M22	311～373	M24	363～435																				
セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)																																																								
S10T	M20	172～202																																																								
	M22	212～249																																																								
	M24	247～290																																																								
セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)																																																								
S10T	M20	172～202																																																								
	M22	212～249																																																								
	M24	247～290																																																								
S14T	M22	311～373																																																								
	M24	363～435																																																								
					表3-2-8 常温時以外 (0～10℃、30～60℃) の締付けボルト軸力の平均値	<table><tr><th>セット</th><th>ねじの呼び</th><th>1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)</th></tr><tr><td rowspan="3">S10T</td><td>M20</td><td>167～211</td></tr><tr><td>M22</td><td>207～261</td></tr><tr><td>M24</td><td>241～304</td></tr></table>	セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)	S10T	M20	167～211	M22	207～261	M24	241～304						表3-2-8 常温時以外 (0～10℃、30～60℃) の締付けボルト軸力の平均値	<table><tr><th>セット</th><th>ねじの呼び</th><th>1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)</th></tr><tr><td rowspan="3">S10T</td><td>M20</td><td>167～211</td></tr><tr><td>M22</td><td>207～261</td></tr><tr><td>M24</td><td>241～304</td></tr><tr><td rowspan="2">S14T</td><td>M22</td><td>299～391</td></tr><tr><td>M24</td><td>349～457</td></tr></table>	セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)	S10T	M20	167～211	M22	207～261	M24	241～304	S14T	M22	299～391	M24	349～457																				
セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)																																																								
S10T	M20	167～211																																																								
	M22	207～261																																																								
	M24	241～304																																																								
セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)																																																								
S10T	M20	167～211																																																								
	M22	207～261																																																								
	M24	241～304																																																								
S14T	M22	299～391																																																								
	M24	349～457																																																								

共通仕様書 新旧対照表

編 章 節 条 項				編章節条 (項目見出し)	旧条文 (令和 6 年 4 月版)				編 章 節 条 項				編章節条 (項目見出し)	新条文 (令和 7 年 1 0 月版)					
3	2	3	25	1	一般事項	受注者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202（ 鋳物用銅合金地金 ）を使用し、寸法及び記載事項は、図3-2-2によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。				3	2	3	25	1	一般事項	受注者は、橋歴板に用いる材質は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板(JIS H 4000 A 5052P)を標準とする。また、橋歴板に用いる色は黒地に金色とすることとし、縁についても同様に金色とする。なお、寸法及び記載事項は、図3-2-2によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。			
						図3-2-2 銘板の寸法及び記載事項  ※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名									図3-2-2 銘板の寸法及び記載事項  ※ 板厚 3mm ※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者氏名				
3	2	3	31	16	検査	(6) 受注者は、以下に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。 ③ 塗膜厚測定値 (5回平均) の分布の標準偏差は、目標塗膜厚 (合計) の20%を越えないものとする。ただし、平均値が標準塗膜厚以上の場合は合格とするものとする。				3	2	3	31	16	検査	(6) 受注者は、以下に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。 ③ 塗膜厚測定値 (5回平均) の分布の標準偏差は、目標塗膜厚 (合計) の20%を越えないものとする。ただし、 標準偏差が20%を超えた場合、測定値の平均値が標準塗膜厚以上の場合は合格とするものとする。			
						④ 平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は 塗増し 、再検査しなければならない。										④ 平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、 最上層の塗料を増し塗り し、再検査しなければならない。			
						(7) 受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、 使用 しなければならない。 また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、及び塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）の 確認 を監督職員に 受け なければならない。										(7) 受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、 塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量を監督職員に提示 しなければならない。 また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、及び塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）を 確認し、記録、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示 しなければならない。			

共通仕様書 新旧対照表

編 章 節 条 項					編章節条 (項目見出し)	旧条文 (令和6年4月版)					編 章 節 条 項	編章節条 (項目見出し)	新条文 (令和7年10月版)																																														
3	2	3	32	3	表示標の提出	表3-2-11 要求性能の確認方法					3	2	3	32	3	表示標の提出	表3-2-11 要求性能の確認方法																																										
						<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">要求性能</th><th colspan="3">確認方法</th></tr><tr><th>試験方法</th><th>試験条件</th><th>基準値</th></tr><tr><td>線材に要求される性能</td><td>母材の健全性</td><td>母材が健全であること</td><td>JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td><td>メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影</td><td>母材に傷が付いていないこと</td></tr></table>					項目		要求性能	確認方法			試験方法	試験条件	基準値	線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと							<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">要求性能</th><th colspan="3">確認方法</th></tr><tr><th>試験方法</th><th>試験条件</th><th>基準値</th></tr><tr><td>線材に要求される性能</td><td>母材の健全性</td><td>母材が健全であること</td><td>JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td><td>メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影</td><td>母材に傷が付いていないこと</td></tr></table>					項目		要求性能	確認方法			試験方法	試験条件	基準値	線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと								
項目		要求性能	確認方法																																																								
			試験方法	試験条件	基準値																																																						
線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと																																																						
項目		要求性能	確認方法																																																								
			試験方法	試験条件	基準値																																																						
線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと																																																						
3	2	3	32	6	連結方法	表3-2-13線材の品質管理試験の内容					3	2	3	32	6	連結方法	表3-2-13線材の品質管理試験の内容																																										
						<table><tr><th>項目</th><th>試験項目</th><th>基準値</th><th>試験方法</th><th>試験の頻度</th></tr><tr><td>工場</td><td>メッキ付着量</td><td>※2</td><td>JISH0401準拠</td><td>5線に1回</td></tr><tr><td rowspan="2">公的試験機関</td><td>母材の健全性</td><td>母材に傷が付いていないこと</td><td>JISH0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td><td>200巻線に1回</td></tr><tr><td>メッキ付着量</td><td>※2</td><td>JISH0401準拠</td><td>200巻線に1回</td></tr></table>					項目	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度	工場	メッキ付着量	※2	JISH0401準拠	5線に1回	公的試験機関	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JISH0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回	メッキ付着量	※2	JISH0401準拠	200巻線に1回							<table><tr><th>項目</th><th>試験項目</th><th>基準値</th><th>試験方法</th><th>試験の頻度</th></tr><tr><td>工場</td><td>メッキ付着量</td><td>※2</td><td>JISG3547準拠</td><td>5線に1回</td></tr><tr><td rowspan="2">公的試験機関</td><td>母材の健全性</td><td>母材に傷が付いていないこと</td><td>JISG3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td><td>200巻線に1回</td></tr><tr><td>メッキ付着量</td><td>※2</td><td>JISG3547準拠</td><td>200巻線に1回</td></tr></table>					項目	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度	工場	メッキ付着量	※2	JISG3547準拠	5線に1回	公的試験機関	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JISG3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回	メッキ付着量	※2	JISG3547準拠	200巻線に1回
項目	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度																																																							
工場	メッキ付着量	※2	JISH0401準拠	5線に1回																																																							
公的試験機関	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JISH0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回																																																							
	メッキ付着量	※2	JISH0401準拠	200巻線に1回																																																							
項目	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度																																																							
工場	メッキ付着量	※2	JISG3547準拠	5線に1回																																																							
公的試験機関	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JISG3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回																																																							
	メッキ付着量	※2	JISG3547準拠	200巻線に1回																																																							
3	2	4	4	11	中掘り杭工法による既製杭工施工	受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、 杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように 、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。					3	2	4	4	11	中掘り杭工法による既製杭工施工	受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、 杭周辺及び先端地盤の乱れを最小限に留めるように 沈設するとともに、必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。 杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。 なお、施工管理装置は、中掘り掘削・沈設及びセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な 施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定する。																																										
3	2	4	4	13	既製コンクリート杭の施工	(1) 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201 (遠心力 コンクリートくいの施工標準) の規格によらなければならない。					3	2	4	4	13	既製コンクリート杭の施工	(1) 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201 (既製 コンクリートくいの施工標準) の規格によらなければならない。																																										
						(2) 受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201 (遠心力 コンクリートくいの施工標準) の規定による。											(2) 受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201 (既製 コンクリートくいの施工標準) の規定による。																																										
						(3) 受注者は、杭の継手はJIS A 7201 (遠心力 コンクリートくいの施工標準) の規定による。											(3) 受注者は、杭の継手はJIS A 7201 (既製 コンクリートくいの施工標準) の規定による。																																										
3	2	4	4	14	杭支持層の確認・記録	受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201 (遠心力 コンクリートくいの施工標準) ⑧施工8.3くい施工で、8.3.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。					3	2	4	4	14	杭支持層の確認・記録	受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201 (既製 コンクリートくいの施工標準) ⑧施工8.3くい施工で、8.3.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。																																										
3	2	4	4	16	セメントミルクの水セメント比	また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、 貧配合の安定液 を噴出しながら、ゆっくりと引上げなければならない。					3	2	4	4	16	セメントミルクの水セメント比	また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、 セメントミルク を噴出しながら、ゆっくりと引上げなければならない。																																										

共通仕様書 新旧対照表

編 章 節 条 項					編章節条 (項目見出し)	旧条文（令和6年4月版）					編 章 節 条 項	編章節条 (項目見出し)	新条文（令和7年10月版）																									
3	2	4	4	21	鋼管杭・H鋼杭の現場継手	(1) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工 管理 技術者を常駐させるとともに、以下の規定による。 (2) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。	3	2	4	4	21	鋼管杭・H鋼杭の現場継手	(1) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させるとともに、以下の規定による。 (2) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者で かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。																									
						5) 受注者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、設計図書に関して監督職員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が－10～＋5℃の場合で、溶接部から100mm以内の部分がすべて＋36℃以上に予熱した場合は施工できる。							5) 受注者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。 風は、セルフシールドアーク溶接の場合には10m/sec以内、ガスシールドアーク溶接の場合には2m/sec以内とする。 ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、設計図書に関して監督職員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が－10～＋5℃の場合で、溶接部から100mm以内の部分がすべて＋36℃以上に予熱した場合は施工できる。																									
3	2	4	5	11	鉄筋かごの組立て	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接を行ってはならない。ただし、これにより難い場合には監督職員と協議するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。	3	2	4	5	11	鉄筋かごの組立て	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接を 構造設計上考慮する鉄筋に対して 行ってはならない。ただし、これにより難い場合には監督職員と協議するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。																									
3	2	4	9	11	鋼管矢板の溶接	(1) 受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工 管理 技術者を常駐させなければならない。 (2) 受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。	3	2	4	9	11	鋼管矢板の溶接	(1) 受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させなければならない。 (2) 受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者で、 かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。																									
						(7) 表3-2-13線材の品質管理試験の内容							(7) 表3-2-13線材の品質管理試験の内容																									
						<table><tr><th>外 径</th><th>許容量</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>700mm未満</td><td>2mm以下</td><td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。</td></tr><tr><td>700mm以上1016mm以下</td><td>3mm以下</td><td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。</td></tr><tr><td>1016mmを超え1524mm以下</td><td>4mm以下</td><td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。</td></tr></table>	外 径	許容量	摘 要	700mm未満	2mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。	700mm以上1016mm以下	3mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。	1016mmを超え1524mm以下	4mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。						<table><tr><th>外 径</th><th>許容量</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>700mm未満</td><td>2mm以下</td><td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。</td></tr><tr><td>700mm以上1016mm以下</td><td>3mm以下</td><td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。</td></tr><tr><td>1016mmを超え2000mm以下</td><td>4mm以下</td><td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。</td></tr></table>	外 径	許容量	摘 要	700mm未満	2mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。	700mm以上1016mm以下	3mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。	1016mmを超え2000mm以下	4mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。		
外 径	許容量	摘 要																																				
700mm未満	2mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。																																				
700mm以上1016mm以下	3mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。																																				
1016mmを超え1524mm以下	4mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。																																				
外 径	許容量	摘 要																																				
700mm未満	2mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。																																				
700mm以上1016mm以下	3mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。																																				
1016mmを超え2000mm以下	4mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。																																				

共通仕様書 新旧対照表

編 章 節 条 項	編章節条 (項目見出し)	旧条文 (令和6年4月版)	編 章 節 条 項	編章節条 (項目見出し)	新条文 (令和7年10月版)
3 2 4 9 13	建込み精度管理	受注者は、鋼管矢板の建込みに際しては、導枠のマーキング位置に鋼管矢板を設置し、 トランシット で二方向から鉛直性を確認しながら施工しなければならない。受注者は、打込みを行う際には、鋼管矢板を閉合させる各鋼管矢板の位置決めを行い、建込みや精度を確認後に行わなければならない。建込み位置にずれや傾斜が生じた場合には、鋼管矢板を引抜き、再度建込みを行わなければならない。	3 2 4 9 13	建込み精度管理	受注者は、鋼管矢板の建込みに際しては、導枠のマーキング位置に鋼管矢板を設置し、二方向から鉛直性を確認しながら施工しなければならない。受注者は、打込みを行う際には、鋼管矢板を閉合させる各鋼管矢板の位置決めを行い、建込みや精度を確認後に行わなければならない。建込み位置にずれや傾斜が生じた場合には、鋼管矢板を引抜き、再度建込みを行わなければならない。
3 2 5 3 2	コンクリートブロック積		3 2 5 3 2	コンクリートブロック積 (張)	
3 2 6 2 1	適用規定	舗装工で使用する材料については、 以下の各規定によらなければならない。舗装工で使用する材料については、 第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、3-2-6-4コンクリート舗装の材料の規定による。	3 2 6 2 1	適用規定	舗装工で使用する材料については、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、3-2-6-4コンクリート舗装の材料の規定による。
3 2 6 3 15	適用規格 (再生アスファルト(2))	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧による。	3 2 6 3 15	適用規格 (再生アスファルト(2))	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧 (日本道路協会、令和6年3月) による。
3 2 6 6 4	橋面防水工の施工	受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」(日本道路協会、平成19年3月)の規定及び第3編3-2-6-7アスファルト舗装工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3 2 6 6 4	橋面防水工の施工	受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」(日本道路協会、平成19年3月)の規定及び第3編3-2-6-7アスファルト舗装工の規定による こととする。床版面の前処理を適切に実施するとともに、防水層の敷設、塗布等についてはがれや塗りむらなどが生じないよう適切に管理しなければならない。 これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
3 2 6 7 3	セメント及び石灰安定処理の規定	(2) 受注者は、施工に先だって、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成 19年6月)に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。	3 2 6 7 3	セメント及び石灰安定処理の規定	(2) 受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成 31年3月)に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。
		4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成 19年6月)に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。			4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成 31年3月)に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。
3 2 6 7 4	加熱アスファルト安定処理の規定	(5) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督職員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。	3 2 6 7 4	加熱アスファルト安定処理の規定	(5) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時 (出荷時)の温度について監督職員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。
3 2 6 8 4	適用規定	受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1 半たわみ性舗装工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章 10-3-7 施工」(日本道路協会、平成4年12月)の規定、「舗装再生便覧 第2章 2-7施工」(日本道路協会、 平成25年12月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3 2 6 8 4	適用規定	受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1 半たわみ性舗装工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章 10-3-7 施工」(日本道路協会、平成4年12月)の規定、「舗装再生便覧 第2章 2-8施工」(日本道路協会、 令和6年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
3 2 6 9 2	適用規定 (2)	受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧 2-7施工」(日本道路協会、平成25年12月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3 2 6 9 2	適用規定 (2)	受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧 第2章 2-8施工 」(日本道路協会、 令和6年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
3 2 6 9 8	施工程	受注者は、第1編1-1-1-4第1項の施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工程を記載するものとする。	3 2 6 9 8	施工程	受注者は、第1編1-1-1- 6 第1項の施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工程を記載するものとする。
3 2 6 10 1	透水性舗装工の施工	透水性舗装工の施工については、舗装施工便覧 第7章ポーラスアスファルト舗装工、第9章 9-3-2透水機能を有する舗装、第3編3-2-6-7アスファルト舗装工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3 2 6 10 1	透水性舗装工の施工	透水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章ポーラスアスファルト舗装工、第9章 9-3-2透水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)、第3編3-2-6-7アスファルト舗装工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

共通仕様書 新旧対照表

編 章 節 条 項					編 章 節 条 項	編 章 節 条 項					編 章 節 条 項																																																				
編章節条 (項目見出し)					旧条文 (令和6年4月版)	編章節条 (項目見出し)					新条文 (令和7年10月版)																																																				
3	2	6	11	5	グースアスファルト舗装工の施工	受注者は、グースアスファルト舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第9章9-4-2グースアスファルト舗装の規定による。	3	2	6	11	5	グースアスファルト舗装工の施工	受注者は、グースアスファルト舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第9章9-4-2グースアスファルト舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の規定による。																																																		
3	2	6	11	6	接着剤の塗布	表3-2-32 接着剤の規格鋼版版用 <table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th>規 格 値</th><th rowspan="2">試 験 法</th></tr><tr><th>ゴムアスファルト系</th></tr><tr><td>不揮発分 (%)</td><td>50以上</td><td>JIS K6833-1, 2</td></tr><tr><td>粘度 (25℃) [Poise (Pa・s)]</td><td>5 (0.5) 以下</td><td>JIS K6833-1, 2</td></tr><tr><td>指触乾燥時間 (分)</td><td>90以下</td><td>JIS K5600</td></tr><tr><td>低温風曲試験 (－10℃、3mm)</td><td>合 格</td><td>JIS K5600</td></tr><tr><td>基盤目試験 (点)</td><td>10</td><td>JIS K5600</td></tr><tr><td>耐湿試験後の基盤目試験 (点)</td><td>8以上</td><td>JIS K5664</td></tr><tr><td>塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)</td><td>8以上</td><td>JIS K5600</td></tr></table>	項 目	規 格 値	試 験 法	ゴムアスファルト系	不揮発分 (%)	50以上	JIS K6833-1, 2	粘度 (25℃) [Poise (Pa・s)]	5 (0.5) 以下	JIS K6833-1, 2	指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K5600	低温風曲試験 (－10℃、3mm)	合 格	JIS K5600	基盤目試験 (点)	10	JIS K5600	耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K5664	塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K5600	3	2	6	11	6	接着剤の塗布	表3-2-32 接着剤の規格鋼版版用 <table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th>規 格 値</th><th rowspan="2">試 験 法</th></tr><tr><th>ゴムアスファルト系</th></tr><tr><td>不揮発分 (%)</td><td>50以上</td><td>JIS K6833-1, 2</td></tr><tr><td>粘度 (25℃) [Poise (Pa・s)]</td><td>5 (0.5) 以下</td><td>JIS K6833-1, 2</td></tr><tr><td>指触乾燥時間 (分)</td><td>90以下</td><td>JIS K5600</td></tr><tr><td>低温風曲試験 (－10℃、3mm)</td><td>合 格</td><td>JIS K5600</td></tr><tr><td>基盤目試験 (点)</td><td>10</td><td>JIS K5600</td></tr><tr><td>耐湿試験後の基盤目試験 (点)</td><td>8以上</td><td>JIS K5600</td></tr><tr><td>塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)</td><td>8以上</td><td>JIS K5600</td></tr></table>	項 目	規 格 値	試 験 法	ゴムアスファルト系	不揮発分 (%)	50以上	JIS K6833-1, 2	粘度 (25℃) [Poise (Pa・s)]	5 (0.5) 以下	JIS K6833-1, 2	指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K5600	低温風曲試験 (－10℃、3mm)	合 格	JIS K5600	基盤目試験 (点)	10	JIS K5600	耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K5600	塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K5600
項 目	規 格 値	試 験 法																																																													
	ゴムアスファルト系																																																														
不揮発分 (%)	50以上	JIS K6833-1, 2																																																													
粘度 (25℃) [Poise (Pa・s)]	5 (0.5) 以下	JIS K6833-1, 2																																																													
指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K5600																																																													
低温風曲試験 (－10℃、3mm)	合 格	JIS K5600																																																													
基盤目試験 (点)	10	JIS K5600																																																													
耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K5664																																																													
塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K5600																																																													
項 目	規 格 値	試 験 法																																																													
	ゴムアスファルト系																																																														
不揮発分 (%)	50以上	JIS K6833-1, 2																																																													
粘度 (25℃) [Poise (Pa・s)]	5 (0.5) 以下	JIS K6833-1, 2																																																													
指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K5600																																																													
低温風曲試験 (－10℃、3mm)	合 格	JIS K5600																																																													
基盤目試験 (点)	10	JIS K5600																																																													
耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K5600																																																													
塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K5600																																																													
3	2	6	11	9	設計アスファルト量の決定	(2) グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の重量などにより現場での施工法に差があるので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。	3	2	6	11	9	設計アスファルト量の決定	(2) グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の質量などにより現場での施工法に差があるので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。																																																		
3	2	6	12	3	セメント及び石灰安定処理の規定	(2) 受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	6	12	3	セメント及び石灰安定処理の規定	(2) 受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。																																																		
					(4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。							(4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。																																																			
3	2	6	12	9	コンクリート舗装の敷均し、締固め規定	(1) 受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧 第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定によるものとし、第1編1-1-1-4第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。	3	2	6	12	9	コンクリート舗装の敷均し、締固め規定	(1) 受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧 第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」（日本道路協会、令和6年3月）の規定によるものとし、第1編1-1-1-6第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。																																																		
3	2	6	12	10	コンクリート舗装の鉄網設置の規定	(1) 受注者は、鉄網を締固めるときに、たわませたり移動させたりしてはならない。	3	2	6	12	10	コンクリート舗装の鉄網設置の規定	(1) 受注者は、コンクリートを締固めるときに、鉄網をたわませたり移動させたりしてはならない。																																																		
3	2	6	12	12	コンクリート舗装のコンクリート養生の規定	(3) なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難い場合は、第1編1-1-1-4第1項の施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。	3	2	6	12	12	コンクリート舗装のコンクリート養生の規定	(3) なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難い場合は、第1編1-1-1-6第1項の施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。																																																		
3	2	6	12	13	転圧コンクリート舗装の規定	(2) 転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表2-34、表 2-35 に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	3	2	6	12	13	転圧コンクリート舗装の規定	(2) 転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表3-2-39、表3-2-40 に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。																																																		

共通仕様書 新旧対照表

編 章 節 条 項	編章節条 (項目見出し)	旧条文（令和6年4月版）	編 章 節 条 項	編章節条 (項目見出し)	新条文（令和7年10月版）
3 2 7 5 4	既製コンクリート杭の規定	① 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（ 遠心力 コンクリートくいの施工標準）の規定による。	3 2 7 5 4	既製コンクリート杭の規定	① 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（ 既製 コンクリートくいの施工標準）の規定による。
		② 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201（ 遠心力 コンクリートくいの施工標準）の規定による。			② 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201（ 既製 コンクリートくいの施工標準）の規定による。
		③ 受注者は、杭の継手は JIS A 7201（ 遠心力 コンクリートくいの施工標準）の規定による。			③ 受注者は、杭の継手は JIS A 7201（ 既製 コンクリートくいの施工標準）の規定による。
3 2 9 14 1	骨材再生工の施工	骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-1- 18 建設副産物の規定による。	3 2 9 14 1	骨材再生工の施工	骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-1- 20 建設副産物の規定による。
3 2 9 15 1	工事現場発生品の規定	工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-1- 17 工事現場発生品の規定による。	3 2 9 15 1	工事現場発生品の規定	工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-1- 19 工事現場発生品の規定による。
3 2 9 15 2	建設副産物の規定	工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-1- 18 建設副産物の規定による。	3 2 9 15 2	建設副産物の規定	工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-1- 20 建設副産物の規定による。
3 2 10 1 1	適用工種	本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮栈橋工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、 共同溝仮設備工 、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工、その他これらに類する工種について定める。	3 2 10 1 1	適用工種	本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮栈橋工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工、 足場工 、その他これらに類する工種について定める。
3 2 10 5 3	適用規定	受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、国土交通省 仮締切堤設置基準（案）の規定による。	3 2 10 5 3	適用規定	受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「仮締切堤設置基準（案）」（ 国土交通省、令和6年3月 ）の規定による。
3 2 10 16 9	集じん装置の設置	受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、吸入性粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。	3 2 10 16 9	集じん装置の設置	受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、 レスピラブル（吸入性） 粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。
3 2 10 16 10	換気等の効果確認	受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期に、定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは3mg/m3以下とし、掘削断面 積 が小さいため、3mg/m3を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、3mg/m3に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。	3 2 10 16 10	換気等の効果確認	受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期に、定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは2mg/m3以下とし、掘削断面が小さいため、2mg/m3を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2mg/m3に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。
3 2 10 23	足場工	受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省 平成21年4月 ）によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。	3 2 10 23	足場工	受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省 令和5年12月 ）によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。
3 2 12 2 3	溶接材料	(2) SM490 以上 の 鋼材 を溶接する場合	3 2 12 2 3	溶接材料	(2) SM490、 SM490Y 、 SM520 、 SBHS400 、 SM570 及び SBHS500 を溶接する場合
3 2 12 2 7	工場塗装工の材料	(5) 受注者は、塗料の有効期限を、ジंकリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	3 2 12 2 7	工場塗装工の材料	(5) 受注者は、塗料の有効期限を、ジंकリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。 工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、ジंकリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。

共通仕様書 新旧対照表

編 章 節 条 項	編章節条 (項目見出し)	旧条文 (令和6年4月版)	編 章 節 条 項	編章節条 (項目見出し)	新条文 (令和7年10月版)
3 2 12 3 1	製作加工	(1) 原 寸 ① 受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。 ② 受注者は、原寸図の一部または全部を省略する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 ③ 受注者は、JIS B 7512 (鋼製巻尺) の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。 ④ 受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。	3 2 12 3 1	製作加工	(1) 原 寸 ① 受注者は、工作に着手する前にコンピュータによる原寸システム等により図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。 ② 受注者は、上記①においてコンピュータによる原寸システムを使用しない場合は監督職員の承諾を得なければならない。 ③ 受注者は、JIS B 7512 (鋼製巻尺) の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。 なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 ④ 受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。 なお、桁に鋼製巻尺を添わせる場合には、桁と同温度とみなせるため温度補正の必要はない。
		(2) 工 作 ① 受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。 ただし、圧延直角方向でJIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材) の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。 また、連結板などの溶接されない部材についても除くものとする。 なお、板取りに関する資料を保管し、工事完成時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員または検査職員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。			(2) 工 作 ① 受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。 ただし、圧延直角方向でJIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材) の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。 なお、板取りに関する資料を保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。
		④ 受注者は、塗装される主要部材において、組立てた後に自由縁となる切断面の角は面取りを行うものとし、半径2mm以上の曲面仕上げを行うものとする。			④ 受注者は、塗装等の防錆・防食を行う部材において、組立てた後に自由縁となる切断面の角は面取りを行うものとし、半径2mm以上の曲面仕上げを行うものとする。
		⑦ 受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。 ただし、JIS Z 2242 (金属材料のシャルピー衝撃試験方法) に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-50に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006 %を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。			⑦ 受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。 なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 ただし、JIS Z 2242 (金属材料のシャルピー衝撃試験方法) に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-50に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006 %を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。
		(4) 溶接施工試験 ① 2) SM490、SM490Yにおいて、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合。			(4) 溶接施工試験 ① 2) SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490およびSM490Yにおいて、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合。
		(9) 溶接施工上の注意 ② 受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等な開先を有するエンドタブを付け、溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。 なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、グライNDER仕上げするものとする。			(9) 溶接施工上の注意 ② 受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等な開先を有するエンドタブを付け、溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。 エンドタブは、部材の溶接端部において所定の溶接品質を確保できる寸法形状の材片を使用するものとする。 なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、グライNDER仕上げするものとする。

共通仕様書 新旧対照表

編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	旧条文（令和6年4月版）	編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	新条文（令和7年10月版）
						(11) 溶接の検査 ① 表3-2-52 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率							(11) 溶接の検査 ① 表3-2-52 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率 注) 検査手法の特性の相違により、検査長さの単位は放射線透過試験の30cmに対して、超音波探傷試験では1継手の全線としている。
						④ 受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は肉眼で行うものとするが、 疑わしい 場合には、磁粉探傷試験または浸透探傷試験により検査するものとする。							④ 受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は、 溶接線全線を対象として 肉眼で行うものとするが、 判定が困難な 場合には、磁粉探傷試験または浸透探傷試験により検査するものとする。
						⑤ 受注者は、 主要部材の突合わせ継手及び断面を構成するT継手、かど継手 に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。							⑤ 受注者は、 断面に考慮する突合わせ継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手 に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。
						(14) 仮組立て ① 受注者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと（以下「実仮組立」という。）を基本とする。 ただし、他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督職員の承諾を得て実施できる。							(14) 仮組立て ① 受注者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと（以下「実仮組立」という。）を基本とする。 ただし、 シミュレーション仮組立などの 他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督職員の承諾を得て実施できる。
3	2	12	7	1	製作加工	(1) 亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合 ② 受注者は、 亜鉛の 付着量をJIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）Z27の275g/m2（ 両面付着量 ）以上としなければならない。その場合受注者は、 亜鉛の 付着量が 前述 以上であることを確認しなければならない。	3	2	12	7	1	製作加工	(1) 亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合 ② 受注者は、 めっき 付着量を両面で275g/m2以上としなければならない。その場合受注者は、 めっき 付着量が 前述 以上であることを確認しなければならない。
						③ 受注者は、熱化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。							③ 受注者は、 熱硬化性 アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。
						(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合 ② 受注者は、 亜鉛の 付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき） 2種の（HDZ55）の550g/m2（片面の付着量） 以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく 2種（HDZ35）の350g/m2（片面の付着量） 以上としなければならない。							(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合 ② 受注者は、 めっき 付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき） （HDZT77）の77μm（膜厚） 以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく （HDZT49）の49μm（膜厚） 以上としなければならない。
3	2	17	2	1	一般事項	なお、薬剤については農薬取締法（平成19年3月改正 法律第8号）に基づくものでなければならない。	3	2	17	2	1	一般事項	なお、薬剤については農薬取締法（令和5年5月改正 法律第36号）に基づくものでなければならない。
3	2	17	3	2	剪定の施工	受注者は、剪定の施工 については 、各樹種の特性及び施工箇所合った剪定形式により行なわなければならない。	3	2	17	3	2	剪定の施工	受注者は、剪定の施工 にあたり 、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の改正について（厚生労働省 令和2年1月）によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所合った剪定形式により行なわなければならない。
3	2	17	3	4	剪定、芝刈、雑草抜き取り等の施工	受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。	3	2	17	3	4	剪定、芝刈、雑草抜き取り（ 抜根 ）等の施工	受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り（ 抜根 ）、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。
3	2	18	2	1	鉄筋コンクリート床版	(11) 受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1-1-28後片付け）を行なわなければならない。	3	2	18	2	1	鉄筋コンクリート床版	(11) 受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1-1-30後片付け）を行なわなければならない。
3	2	18	2	1		(12) 受注者は、床版コンクリート打設前 及び完了後 、 キャンパーを測定し 、その記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	3	2	18	2	1		(12) 受注者は、床版コンクリート打設前 においては主桁のそり、打設後においては床版の基準高を測定し 、その記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

共通仕様書 新旧対照表

編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	旧条文 (令和6年4月版)	編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	新条文 (令和7年10月版)
6	1	2	0		適用すべき諸基準		6	1	2	0		適用すべき諸基準	基準類の更新
6	1	7	2	1	遮水シート	⑤ 止水材の品質規格は、表6-1-4による。 表6-1-4 止水材の品質規格 表内の日本工業規格(JIS)	6	1	7	2	1	遮水シート	⑤ 止水材の品質規格は、表6-1-4による。 表6-1-4 止水材の品質規格 表内の日本産業規格(JIS)
6	1	12	2	3	設置位置	受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線に一致させ、文字「滋賀県」が内側(官地側)になるようにしなければならない。	6	1	12	2	3	設置位置	受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点または矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「滋賀県」が内側(官地側)になるようにしなければならない。
6	2	4	3		作業船運転工	受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業するにあたり第1編1-1-1-4施工計画書第1項の施工計画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければならない。	6	2	4	3		作業船運転工	受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業するにあたり第1編1-1-1-6施工計画書第1項の施工計画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければならない。
6	3	2	0		適用すべき諸基準		6	3	2	0		適用すべき諸基準	基準類の更新
6	3	8	4	3	杭(鉋)の設置	受注者は、杭(鉋)の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線に一致させ、文字「滋賀県」が内側(官地側)になるようにしなければならない。	6	3	8	4	3	杭(鉋)の設置	受注者は、杭(鉋)の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点または矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「滋賀県」が内側(官地側)になるようにしなければならない。
6	4	2	0		適用すべき諸基準		6	4	2	0		適用すべき諸基準	基準類の更新および追加
6	4	3	6		鋼製排水管製作工		6	4	3	6		鋼製排水管製作工	鋼製排水管製作工の施工については、第3編3-2-12-10鋼製排水管製作工の規定による。
6	4	3	6	1	製作加工	(1) 受注者は、排水管及び取付金具の防食については、設計図書によらなければならない。							削除
						(2) 受注者は、取付金具と桁本体との取付けベースは工場内で溶接を行うものとし、工場溶接と同等以上の条件下で行わなければならない。やむを得ず現場で取付ける場合は十分な施工管理を行わなければならない。							削除
						(3) 受注者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認を行わなければならない。							削除
6	4	3	6	2	適用規定	ボルト・ナットの施工については、第3編3-2-12-3桁製作工の規定による。							削除
6	4	3	8		鋳造費	受注者は、橋歴板の材質については、JIS H 2202(鋳物用銅合金地金)によらなければならない。	6	4	3	8		鋳造費	橋歴板に用いる材質は、第3編3-2-3-25銘板工の規定による。
6	4	9	10		支承工	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	4	9	10		支承工	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
6	4	14	1	5	PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。	6	4	14	1	5	PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 -1~4(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。
6	4	14	6		支承工	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	4	14	6		支承工	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
6	4	15	3		支承工	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	4	15	3		支承工	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
6	4	18	1	2	舗装工	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)の規定に基づき試験を実施しなければならない。	6	4	18	1	2	舗装工	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)の規定に基づき試験を実施しなければならない。
6	5	1	0	5	適用規定(3)	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは機械工事共通仕様書(案)の規定による。	6	5	1	0	5	適用規定(3)	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省、令和6年3月)の規定による。

共通仕様書 新旧対照表

編 章 節 条 項	編章節条 (項目見出し)	旧条文 (令和6年4月版)	編 章 節 条 項	編章節条 (項目見出し)	新条文 (令和7年10月版)
6 5 2 0	適用すべき諸基準		6 5 2 0	適用すべき諸基準	基準類の更新および追加
6 5 6 1 2	適用規定	受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)(平成26年9月)第7章 施工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6 5 6 1 2	適用規定	受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)」(ダム・堰施設技術協会、平成28年10月)及び、「ダム・堰施設技術基準(案)第7章 施工」(国土交通省、平成28年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
6 5 7 1 2	適用規定	受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)(平成26年9月)第7章 施工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6 5 7 1 2	適用規定	受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)」(ダム・堰施設技術協会、平成28年10月)及び、「ダム・堰施設技術基準(案)第7章 施工」(国土交通省、平成28年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
6 5 8 1 2	適用規定	受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)(平成26年9月)第7章 施工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6 5 8 1 2	適用規定	受注者は、魚道工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)」(ダム・堰施設技術協会、平成28年10月)及び、「ダム・堰施設技術基準(案)第7章 施工」(国土交通省、平成28年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
6 5 10 10	支承工	受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章 支承部の施工 による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6 5 10 10	支承工	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月) による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
6 5 15 6	支承工	受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章 支承部の施工 による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6 5 15 6	支承工	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月) による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
6 5 16 3	支承工	受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章 支承部の施工 による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6 5 16 3	支承工	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月) による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
6 5 17 1 5	PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。	6 5 17 1 5	PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 -1~4 (一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。
6 5 17 3	支承工	受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章 支承部の施工 による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6 5 17 3	支承工	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月) による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
6 6 2 0	適用すべき諸基準		6 6 2 0	適用すべき諸基準	基準類の更新
6 7 2 0	適用すべき諸基準		6 7 2 0	適用すべき諸基準	基準類の更新
6 8 4 2 1	草刈りの範囲	受注者は、兼用道路区間について、肩及びのり先(小段が兼用道路)より1mは草刈りをしない。	6 8 4 2 1	草刈りの範囲	受注者は、兼用道路区間について、 のり 肩及びのり先(小段が兼用道路)より1mは草刈りをしない。
6 8 4 2 2	刈残し	受注者は、補助刈り等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。	6 8 4 2 2	刈残し	受注者は、補助刈り(機械除草に係わる人力による除草)等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。
6 8 4 2 4	自走式除草機械	受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防に損傷を与えないよう施工しなければならない。	6 8 4 2 4	自走式除草機械	受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防等の 河川管理施設(許可工作物を含む) に損傷を与えないよう施工しなければならない。
6 8 5 2 1	草等の処理	受注者は、抜き取りした草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督職員の指示した場合はこの限りではない。	6 8 5 2 1	草等の処理	受注者は、抜き取り(拔根)した草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督職員の指示した場合はこの限りではない。
6 8 5 2 3	雑草	受注者は、人力により雑草の抜き取りを施工しなければならない。	6 8 5 2 3	雑草の抜き取り(拔根)	受注者は、人力により雑草の抜き取り(拔根)を施工しなければならない。
6 8 6 2	材 料	クラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルクについては設計図書によらなければならない。	6 8 6 2	材 料	クラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルク 等 については設計図書によらなければならない。
6 8 7 2 3	クラック防止シート	受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に 設計図書 に関して監督職員の承諾を得なければならない。	6 8 7 2 3	クラック防止シート	受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に 使用材料 に関して監督職員の承諾を得なければならない。
6 9 2 0	適用すべき諸基準		6 9 2 0	適用すべき諸基準	基準類の更新

共通仕様書 新旧対照表

編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	旧条文 (令和6年4月版)	編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	新条文 (令和7年10月版)
7	1	2	0		適用すべき諸基準		7	1	2	0		適用すべき諸基準	基準類の更新
7	1	11	1	2	一般事項 (2)	受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工－カルバート工指針 7-1 基本方針」、「道路土工要綱 2-7 排水施設の施工の規定」(日本道路協会、平成22年3月)によらなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	7	1	11	1	2	一般事項 (2)	受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工－カルバート工指針 7-1 基本方針」(日本道路協会、平成22年3月)、「道路土工要綱 2-7 排水施設の施工」(日本道路協会、平成21年6月)の規定によらなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
7	1	13	4	3	杭 (鉋) の設置	受注者は、杭 (鉋) の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線 上 に一致させ、文字「滋賀県」が内側 (官地側) になるようにしなければならない。	7	1	13	4	3	杭 (鉋) の設置	受注者は、杭 (鉋) の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭 頭部 に示す中心点 または矢印先端部 を用地境界線と一致させ、文字「滋賀県」が内側 (官地側) になるようにしなければならない。
7	2	2	0		適用すべき諸基準		7	2	2	0		適用すべき諸基準	基準類の更新
8	1	2	0		適用すべき諸基準		8	1	2	0		適用すべき諸基準	基準類の更新および追加
8	1	8	1	1	適用工種	本節は、コンクリート堰堤工として作業土工 (床掘り、埋戻し)、埋戻し工、コンクリート堰堤本体工、コンクリート 側壁工 、コンクリート 副堰堤工 、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。	8	1	8	1	1	適用工種	本節は、コンクリート堰堤工として作業土工 (床掘り、埋戻し)、埋戻し工、コンクリート堰堤本体工、コンクリート 副堰堤工 、コンクリート 側壁工 、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。
							8	1	8	4	12	砂防ソイルセメント	受注者は、砂防ソイルセメントの施工にあたって、設計図書において特に定めのない事項については、「砂防ソイルセメント施工便覧」(砂防・地すべり技術センター、平成28年9月)、「現位置攪拌混合固化工法 (ISM工法) 設計・施工マニュアル第1回改訂版」(先端建設技術センターISM工法研究会、平成19年3月)の規定による。 なお、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
8	1	8	4	12	吸出し防止材の施工		8	1	8	4	13	吸出し防止材の施工	
8	1	11	4	3	杭 (鉋) の設置	受注者は、杭 (鉋) の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線 上 に一致させ、文字「滋賀県」が内側 (官地側) になるようにしなければならない。	8	1	11	4	3	杭 (鉋) の設置	受注者は、杭 (鉋) の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭 頭部 に示す中心点 または矢印先端部 を用地境界線と一致させ、文字「滋賀県」が内側 (官地側) になるようにしなければならない。
8	3	2	0		適用すべき諸基準		8	3	2	0		適用すべき諸基準	基準類の更新
8	3	5	1		一般事項	本節は、擁壁工として作業土工、既製杭工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、落石防護工、その他これらに類する工種について定める。	8	3	5	1		一般事項	本節は、擁壁工として作業土工 (床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、落石防護工、その他これらに類する工種について定める。
8	3	6	1	1	適用工種	本節は、山腹水路工として作業土工、山腹集水路・排水路工、山腹明暗渠工、山腹暗渠工、 集水榦工 、現場排水路工その他これらに類する工種について定める。	8	3	6	1	1	適用工種	本節は、山腹水路工として作業土工 (床掘り・埋戻し)、山腹集水路・排水路工、山腹明暗渠工、山腹暗渠工、 集水榦工 その他これらに類する工種について定める。
8	3	4	6	1	PC法枠工の施工	受注者は、PC法枠工の施工については第1編1-1-1-4施工計画書第1項の記載内容に加えて、施工順序を記載しなければならない。	8	3	4	6	1	PC法枠工の施工	受注者は、PC法枠工の施工については第1編1-1-1-6施工計画書第1項の記載内容に加えて、施工順序を記載しなければならない。
8	3	9	1	2	施工計画書	受注者は、杭の施工については第1編1-1-1-4第1項の施工計画書の記載内容に加えて杭の施工順序について、施工計画書に記載しなければならない。	8	3	9	1	2	施工計画書	受注者は、杭の施工については第1編1-1-1-6第1項の施工計画書の記載内容に加えて杭の施工順序について、施工計画書に記載しなければならない。
9	1	2	0		適用すべき諸基準		9	1	2	0		適用すべき諸基準	基準類の更新
9	1	3	5	1	一般事項	基礎岩盤とは、設計図書に示す予定掘削線以下の岩盤で、コンクリートダムの基礎となる岩盤をいうものとする。 なお、設計図書に示す予定掘削線は、岩質の状況により監督職員が変更する場合があるものとする。	9	1	3	5	1	一般事項	基礎岩盤とは、設計図書に示す予定掘削線以下の岩盤で、コンクリートダムの基礎となる岩盤をいうものとする。 なお、設計図書に示す予定掘削線は、岩質の状況により監督職員が変更を指示する場合があるものとする。
9	1	4	5	2	各材料の計量	受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は、容積で計量してもよい。	9	1	4	5	2	各材料の計量	受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は、第1編1-3-5-4材料の計量及び練混ぜ、表1-3-2計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。
9	2	3	2		掘削分類	(2) 岩石掘削 ただし、第9編9-2-2-5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理の4項に示す仕上げ掘削は、岩石掘削に含むものとする。	9	2	3	2		掘削分類	(2) 岩石掘削 ただし、第9編9-2-3-5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理の4項に示す仕上げ掘削は、岩石掘削に含むものとする。

共通仕様書 新旧対照表

編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	旧条文 (令和6年4月版)	編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	新条文 (令和7年10月版)
10	1	2	0		適用すべき諸基準		10	1	2	0		適用すべき諸基準	基準類の更新および追加
10	1	9	1	4	コンクリート構造物非破壊試験	2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領 (以下、「要領」という。)」に従い行わなければならない。	10	1	9	1	4	コンクリート構造物非破壊試験	2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領 (以下、「要領」という。)(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。
10	1	11	5	2	ケーブル金網式の設置	受注者は、ケーブル金網式の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	10	1	11	5	2	ワイヤロープ及び金網の設置	受注者は、ワイヤロープ及び金網の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。
10	2	2	0		適用すべき諸基準		10	2	2	0		適用すべき諸基準	基準類の更新および追加
10	2	4	1	2	適用規定	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)の規定に基づき試験を実施する。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	2	4	1	2	適用規定	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)の規定に基づき試験を実施する。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	2	4	10	4	初期養生	初期養生において、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m2程度を入念適切な時期に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。	10	2	4	10	4	初期養生	初期養生において、十分な量の膜養生剤を適切な時期に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。
10	2	5	1	2	適用規定	排水構造物工(路面排水工)の施工については、道路土工要領の排水施設の施工の規定及び本編 10-2-5-3側溝工、10-2-5-5集水桝(街渠桝)・マンホール工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	2	5	1	2	適用規定	排水構造物工(路面排水工)の施工については、道路土工要領の排水施設の施工の規定及び本編 10編10-2-5-3側溝工、10編10-2-5-5集水桝(街渠桝)・マンホール工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	2	8	1	3	適用規定	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説 4-1. 施工の規定」(日本道路協会、平成20年1月改訂)、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び第3編 3-2-3-8路側防護柵工、3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	2	8	1	3	適用規定	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説 / ボラードの設置便覧 4-1. 施工」(日本道路協会、令和3年3月)の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び第3編 3-2-3-8路側防護柵工、第3編 3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	2	9	1	3	適用規定	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説 第4章 基礎及び施工」(日本道路協会、昭和62年1月)の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編 3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、平成25年2月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	2	9	1	3	適用規定	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説 第4章 道路標識の設計、施工」(日本道路協会、令和2年6月)の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編 3-2-3-6小型標識工、第3編 3-2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、令和4年1月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	2	9	2	4	リブの取付	受注者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。	10	2	9	2	4	補強材の取付	受注者は、標識板には設計図書に示す位置に補強材を標識板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は(一社)軽金属溶接協会規格LWS P7903-1979「スポット溶接作業標準(アルミニウム及びアルミニウム合金)」(一社)日本溶接協会規格WEST302と同一規格を参考に行うことが望ましい。
10	2	9	2	6	文字・記号等	受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	2	9	2	6	文字・記号等	受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会 令和2年6月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	2	10	1	3	適用規定	受注者は、区画線工の施工にあたって、道路標識・区画線及び道路標示に関する命令、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、及び第3編 3-2-3-9区画線工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	2	10	1	3	適用規定	受注者は、区画線工の施工にあたって、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」、及び第3編 3-2-3-9区画線工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

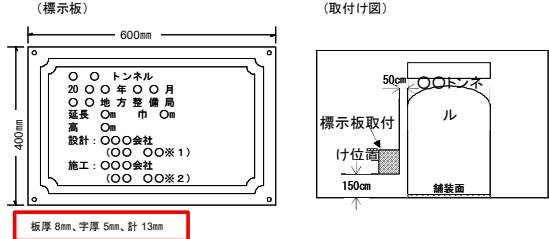
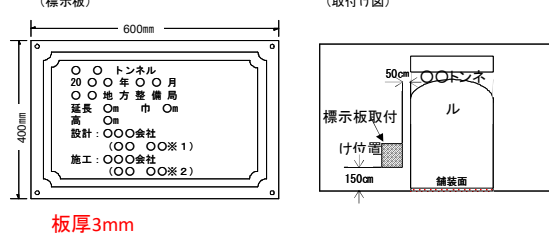
共通仕様書 新旧対照表

編 章 節 条 項					編章節条 (項目見出し)	旧条文 (令和6年4月版)	編 章 節 条 項	編章節条 (項目見出し)	新条文 (令和7年10月版)				
10	2	11	1	3	適用規定	受注者は、道路植栽工の施工については、「道路緑化技術基準・同解説第4章 設計・施工」(日本道路協会、昭和63年12月)の規定、「道路土工要綱」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び本編10-2-11-3道路植栽工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	2	11	1	3	適用規定	受注者は、道路植栽工の施工については、「道路緑化技術基準・同解説2-3 施工」(日本道路協会、平成28年3月)の規定、「道路土工要綱」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び本編10-2-11-3道路植栽工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	2	12	3	1	一般事項	受注者は、境界杭及び境界鉄の施工にあたっては、原則として、杭の中心線が境界線と一致するよう施工しなければならない。	10	2	12	3	1	一般事項	受注者は、境界杭及び境界鉄の施工にあたっては、原則として、杭頭部に示す中心点または矢印先端部用地境界線と一致させ、文字「滋賀県」が内側(官地側)になるようにしなければならない。
10	3	1	0	4	コンクリート構造物非破壊試験	(2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(以下、「要領」という。)」(に従い行わなければならない。	10	3	1	0	4	コンクリート構造物非破壊試験	(2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」(以下、「要領」という。)(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。
10	3	1	0	5	強度測定	(2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(以下、「要領」という。)」に従い行わなければならない。	10	3	1	0	5	強度測定	(2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」(以下、「要領」という。)(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。
10	3	2	0		適用すべき諸基準		10	3	2	0		適用すべき諸基準	基準類の更新および追加
10	3	6	8	3	防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。 これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	10	3	6	8	3	防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。 なお、施工方法に関しては監督職員の承諾を得なければならない。
10	3	6	8	4	適用規定	受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	10	3	6	8	4	適用規定	受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
10	3	8	9	4	適用規定	受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧Ⅳ 架設編 第3章架設工法」(日本道路協会、昭和60年9月)による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。	10	3	8	9	4	適用規定	受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ 現場施工編 第3章架設」(日本道路協会、令和2年9月)による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。
10	3	8	9	6	フーチングの箱抜き施工	受注者は、フーチングの箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	10	3	8	9	6	フーチングの箱抜き施工	受注者は、フーチングの箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
10	3	8	10	1	適用規定	受注者は、橋脚架設工の施工については、第3編3-2-13-3架設工(クレーン架設)、「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋編)第18章 施工」(日本道路協会、平成24年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	10	3	8	10	1	適用規定	受注者は、橋脚架設工の施工については、第3編3-2-13-3架設工(クレーン架設)、「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編)第20章 施工」(日本道路協会、平成29年11月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
10	3	8	10	2	仮締めボルト	受注者は、部材の組立てに使用する仮締めボルトとドリフトピンの合計をその箇所連結ボルト数の1/2以上とし、架設応力に耐えるだけの仮締めボルトとドリフトピンを用いなければならない。						削除	
10	3	8	10	3	異常時の処置		10	3	8	10	2	異常時の処置	
10	3	8	10	4	地耐力の確認		10	3	8	10	3	地耐力の確認	
10	3	8	10	5	架設用吊金具の処理方法		10	3	8	10	4	架設用吊金具の処理方法	
10	3	8	10	6	水抜孔有効径の確認		10	3	8	10	5	水抜孔有効径の確認	
10	3	8	11	2	適用規定(2)	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋編)第18章 施工」(日本道路協会、平成24年3月)、「鋼道路橋施工便覧Ⅳ 架設編 第2章架設工事」(日本道路協会、昭和60年2月)の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	10	3	8	11	2	適用規定(2)	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編)第20章 施工」(日本道路協会、平成29年11月)、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ 現場施工編 第3章架設」(日本道路協会、令和2年9月)の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

共通仕様書 新旧対照表

編 章 節 条 項					編章節条 (項目見出し)	旧条文 (令和6年4月版)	編 章 節 条 項	編章節条 (項目見出し)	新条文 (令和7年10月版)				
10	4	2	0		適用すべき諸基準		10	4	2	0	適用すべき諸基準	基準類の更新および追加	
10	4	3	1	2	施工計画書	受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。 なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	10	4	3	1	2	施工計画書	受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。 なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部の記載を省略することができるものとする。
10	4	3	11		鋳造費	橋歴板は、JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金)、JIS H 5120 (銅及び銅合金鋳物) の規定による。	10	4	3	11		鋳造費	橋歴板に用いる材質は、第3編3-2-3-25銘板工の規定による。
10	4	5	10		支承工	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	4	5	10		支承工	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	5	1	0	4	コンクリート構造物非破壊試験	(2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(以下、「要領」という。)」(に従い行わなければならない。	10	5	1	0	4	コンクリート構造物非破壊試験	(2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」(以下、「要領」という。)(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。
10	5	1	0	5	強度測定	(2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(以下、「要領」という。)」(に従い行わなければならない。	10	5	1	0	5	強度測定	(2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」(以下、「要領」という。)(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。
10	5	2	0		適用すべき諸基準		10	5	2	0		適用すべき諸基準	基準類の更新および追加
10	5	3	7		鋳造費	橋歴板は、JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金)、JIS H 5120 (銅及び銅合金鋳物) の規定による。	10	5	3	7		鋳造費	橋歴板に用いる材質は、第3編3-2-3-25銘板工の規定による。
10	5	5	1	5	PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	10	5	5	1	5	PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 -1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。
10	5	5	6		支承工	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	5	5	6		支承工	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	5	6	1	7	PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	10	5	6	1	7	PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 -1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。
10	5	6	2	2	リリース (応力解放) の施工	(1) リリースを行うときの下フランジコンクリートの圧縮強度は、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上で、かつ設計基準強度の90%以上であることを確認する。	10	5	6	2	2	リリース (応力解放) の施工	(1) リリースを行うときの下フランジコンクリートは、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度が圧縮強度の0.6倍以下で、かつ圧縮強度が設計基準強度の90%以上であることを確認する。
10	5	6	3		支承工	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	5	6	3		支承工	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	5	7	1	7	PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	10	5	7	1	7	PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 -1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。
10	5	7	3		支承工	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	5	7	3		支承工	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	5	8	1	7	PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	10	5	8	1	7	PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 -1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。
10	5	8	3		支承工	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	5	8	3		支承工	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	5	9	1	5	PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	10	5	9	1	5	PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 -1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。
10	5	10	3		支承工	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	5	10	3		支承工	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	5	11	1	7	PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	10	5	11	1	7	PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 -1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。
10	5	11	3		支承工	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	5	11	3		支承工	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

共通仕様書 新旧対照表

編 章 節 条 項	編章節条 (項目見出し)	旧条文 (令和6年4月版)	編 章 節 条 項	編章節条 (項目見出し)	新条文 (令和7年10月版)
10 5 12 1 7	PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	10 5 12 1 7	PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 -1～4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。
10 6 1 0 9	坑内観察調査	受注者は、設計図書により、坑内観察調査等を行わなければならない。 なお、地山条件等に応じて計測Bが必要と判断される場合は、設計図書に関して監督職員と協議する。また、計測は、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。 なお 、計測記録を整備保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	10 6 1 0 9	坑内観察調査	受注者は、設計図書により、坑内観察調査等を行わなければならない。 なお、地山条件等に応じて計測Bが必要と判断される場合は、設計図書に関して監督職員と協議する。また、計測は、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。 受注者は 、計測記録を整備保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。
10 6 2 0	適用すべき諸基準		10 6 2 0	適用すべき諸基準	基準類の更新および追加
10 6 4 4 3	ナット緊結	受注者は、ロックボルトの定着後、ベアリングプレートが掘削面や吹付けコンクリート面に密着するようにナットで緊結しなければならない。	10 6 4 4 3	ナット緊結	受注者は、ロックボルトの定着後、ベアリングプレートが掘削面や吹付けコンクリート面に密着するように、 スパナやパイプレンチを用いて ナットで緊結しなければならない。
10 6 5 3 3	コンクリートの締固め	受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、棒状パイプレータを用い、打込み後速やかに締め固めなければならない。ただし、棒状パイプレータの使用が困難で、かつ型枠に近い場所には型枠パイプレータを使用して確実に締め固めなければならない。	10 6 5 3 3	コンクリートの締固め	受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、棒状パイプレータを用い、打込み後速やかに締め固めなければならない。ただし、棒状パイプレータの使用が困難で、かつ型枠に近い場所には型枠パイプレータを使用して確実に締め固めなければならない。 なお 、流動性を向上させた中流動コンクリート等を使用した場合は、材料分離を防止するために内部振動機ではなく型枠パイプレータを使用するものとする。
10 6 5 3 5	妻型枠の施工	受注者は、 妻型 枠の施工にあたり、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。	10 6 5 3 5	つま 型枠の施工	受注者は、 つま 型枠の施工にあたり、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。 つま 型枠は、防水シートを破損しないように施工しなければならない。 また 、溝型枠を設置する場合は、その構造を十分に検討し不具合のないように施工しなければならない。
			10 6 5 3 11	横断目地	トンネル覆工コンクリートの目地の形状は「三角形形状」を標準とする。なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。
10 6 5 3 11	打設時期		10 6 5 3 12	打設時期	
10 6 6 4 5	適用規定	インパルト盛土の締固め度については、第1編1-1-1-23施工管理第8項の規定による。	10 6 6 4 5	適用規定	インパルト盛土の締固め度については、第1編1-1-1-25施工管理第8項の規定による。
10 6 8 6 2	標示板の材質	受注者は 、標示板の材質は JIS H 2202 (鋳物用黄銅合金地金) とし、両坑口に図10-6-2を標準として取付けなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。	10 6 8 6 2	標示板の材質	標示板に 用いる 材質は、 第3編3-2-3-25銘板工の規定による 。 なお 、両坑口に図10-6-2を標準として取付けなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。
10 6 8 6 3	標示板	図10-6-2 標示板の 刻字標準図  ※1 管理技術者氏名、※2監理技術者等氏名	10 6 8 6 3	標示板	図10-6-2 標示板の 設置イメージ図  板厚3mm ※1 管理技術者氏名、※2監理技術者等氏名

共通仕様書 新旧対照表

編 章 節 条 項	編章節条 (項目見出し)	旧条文 (令和6年4月版)	編 章 節 条 項	編章節条 (項目見出し)	新条文 (令和7年10月版)
10 7 2 0	適用すべき諸基準		10 7 2 0	適用すべき諸基準	基準類の更新および追加
10 7 3 6 3	防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。 なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	10 7 3 6 3	防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。 なお、施工方法に関しては監督職員の承諾を得なければならない。
10 7 4 3 2	適用規定 (2)	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10 7 4 3 2	適用規定 (2)	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10 7 6 5 2	銘板の材質	銘板の材質はJIS H 2202 (鋳物用銅合金地金) とする。	10 7 6 5 2	銘板の材質	銘板に用いる材質は、第3編3-2-3-25銘板工の規定による。
10 8 2 0	適用すべき諸基準		10 8 2 0	適用すべき諸基準	基準類の更新および追加
10 8 5 6 4	防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。 なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	10 8 5 6 4	防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。 なお、施工方法に関しては監督職員の承諾を得なければならない。
10 8 5 6 5	支承部の箱抜き施工	受注者は、支承部の箱抜きの施工については、道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	10 8 5 6 5	支承部の箱抜き施工	受注者は、支承部の箱抜きの施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
10 8 7 5 2	銘板の材質	銘板の材質は、JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金) とする。	10 8 7 5 2	銘板の材質	銘板に用いる材質は、第3編3-2-3-25銘板工の規定による。
10 9 2 0	適用すべき諸基準		10 9 2 0	適用すべき諸基準	基準類の更新および追加
10 10 2 0	適用すべき諸基準		10 10 2 0	適用すべき諸基準	基準類の更新および追加
10 11 2 0	適用すべき諸基準		10 11 2 0	適用すべき諸基準	基準類の更新および追加
10 12 2 0	適用すべき諸基準		10 12 2 0	適用すべき諸基準	基準類の更新および追加
10 12 5 4	現場打ボックス工 (特殊部)	現場打ボックス工 (特殊部) の施工については、第10編10-11-6-2現場打躯体工の1項及び2項の規定による。	10 12 5 4	現場打ボックス工 (特殊部)	現場打ボックス工 (特殊部) の施工については、第10編10-11-6-2現場打躯体工の規定による。
10 13 2 0	適用すべき諸基準		10 13 2 0	適用すべき諸基準	基準類の更新および追加
10 14 1 0 5	臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-41臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	10 14 1 0 5	臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-43臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。
10 14 2 0	適用すべき諸基準		10 14 2 0	適用すべき諸基準	基準類の更新および追加
10 14 4 7 1	路上路盤再生工	(2) 添加材料の使用量 ② 受注者は、施工に先立って「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)の「5-3再生路盤材料に関する試験」に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。	10 14 4 7 1	路上路盤再生工	(2) 添加材料の使用量 ② 受注者は、施工に先立って「舗装調査・試験法便覧 5-3再生路盤材料に関する試験」(日本道路協会、平成31年3月)に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。
		(3) 最大乾燥密度 受注者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「G021 砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。			(3) 最大乾燥密度 受注者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「G021 砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。
10 14 7 2 4	標識板	受注者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	10 14 7 2 4	標識板	受注者は、標識板には設計図書に示す位置に補強材を標識板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は(一社)軽金属溶接協会規格LWS P7903-1979「スポット溶接作業標準(アルミニウム及びアルミニウム合金)」((一社)日本溶接協会規格WEST302と同一規格)を参考に行うことが望ましい。
10 14 7 2 6	標識板の文字・記号等	受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10 14 7 2 6	標識板の文字・記号等	受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会 令和2年6月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

共通仕様書 新旧対照表

編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	旧条文 (令和6年4月版)	編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	新条文 (令和7年10月版)
10	14	18	3	2	裏込め注入の施工	受注者は、裏込め注入の施工にあたって、縦断方向の施工順序としては埋設注入管のうち標高の低い側より、逐次高い方へ片押しで作業しなければならない。また、トンネル横断面内の施工順序としては、下部から上部へ作業を進めるものとする。	10	14	18	3	2	裏込め注入の施工	受注者は、裏込め注入の施工にあたって、縦断方向の施工順序としては埋設注入管のうち標高の低い側より、逐次高い方へ片押しで作業しなければならない。 ただし、覆工コンクリートの巻厚が薄く、注入材の偏りによって覆工コンクリートが変形し、新たなひび割れが発生するおそれのある場合には、左右交互にバランスのとれた注入順序とする。 また、トンネル横断面内の施工順序としては、下部から上部へ作業を進めるものとする。
10	15	2	0		適用すべき諸基準		10	15	2	0		適用すべき諸基準	基準類の更新および追加
10	15	3	1	2	施工計画書	なお、第1編1-1-1-4施工計画書第1項において規定している計画工程表については、記載しなくてよいものとする。	10	15	3	1	2	施工計画書	なお、第1編1-1-1-6施工計画書第1項において規定している計画工程表については、記載しなくてよいものとする。
10	15	3	1	7	報告書	受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に連絡する ものとし、翌日までに 設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督職員に提出しなければならない。	10	15	3	1	7	報告書	受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に連絡する とともに、 設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督職員に提出しなければならない。
10	15	3	6	2	適用規定	受注者は、クローラ・ハンドガイド型除雪機により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針（案）」を参考とする。	10	15	3	6	2	適用規定	受注者は、クローラ・ハンドガイド型除雪機により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針（案）」（ 建設省、昭和63年10月 ）を参考とする。
10	16	1	0	5	臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1- 41 臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	10	16	1	0	5	臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1- 43 臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。
10	16	2	0		適用すべき諸基準		10	16	2	0		適用すべき諸基準	基準類の更新および追加
10	16	9	2	6	標識板の文字・記号等	受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会、 昭和62年1月 ）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	16	9	2	6	標識板の文字・記号等	受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会、 令和2年6月 ）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	16	24	4	27	騒音と粉じん	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1- 30 環境対策の規定によらなければならない。	10	16	24	4	27	騒音と粉じん	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1- 32 環境対策の規定によらなければならない。
10	16	24	4	29	超音波探傷試験の検査技術者	超音波探傷試験の検査技術者は、JIS Z 2305（非破壊試験技術者の資格及び認証）に基づく2種以上の有資格者とする。	10	16	24	4	29	超音波探傷試験の検査技術者	超音波探傷試験の検査技術者は、 JIS Z 2305（非破壊試験技術者の資格及び認証） に基づく2種以上の有資格者とする。
10	16	24	5	6	騒音と粉じん対策	施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1- 30 環境対策の規定による。	10	16	24	5	6	騒音と粉じん対策	施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1- 32 環境対策の規定による。